



**Motorcycle Federation
of Japan**

2026

MFJ国内競技規則

ROADRACE

MOTOCROSS

TRIAL

SUPERMOTO

ENDURO

SNOWCROSS

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

協賛一覧



MFJ国内競技規則 2026

MFJ会員行動規範

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、「MFJ会員行動規範」を下記のとおり定める。

この規範はMFJに所属する会員（競技者、公認クラブ、インストラクター、競技役員など）が遵守すべきものである。また、委員会、地域部会、大会組織で活動する役員をはじめ、モーターサイクルスポーツを応援し、関心を寄せるファン、メディア関係者、業界関係者などにもこの規範の主旨を理解し、尊重していただくことを願う。

私たちはモーターサイクルスポーツを通じて人間に成長し、家族の絆や友情の輪を広げることを望んでいる。本規範に則った行動を通じて、モーターサイクルスポーツの社会的地位を向上させ、文化として継承し、ライダーが『心』『技』『体』整ったスポーツマンとして憧れの存在となることを強く願う。そしてモーターサイクルスポーツに関わる自分自身の人生を豊かなものとし、他のスポーツに取り組む仲間とともに平和で健全な社会を築いていきたい。

1. 「フェアプレー」 フェアプレーの精神を持ち、フェアな行動を心がける。
2. 「相手の尊重」 他のライダーやオフィシャルなどにも友情と尊敬をもって接する。
3. 「安全意識」 自己を守り、他のライダー・オフィシャルの安全に心がける。
4. 「自己責任」 競技中発生した損害はすべて自己責任であることを認識する。
5. 「ルールの遵守」 ルールを守り、ルールの精神に則り行動する。
6. 「勝敗の受容」 勝利の時は慎みを忘れず、また敗戦も誇りある態度で受け入れる。
7. 「仲間の拡大」 モーターサイクルスポーツの魅力を伝え、仲間やファンを増やすことに努める。
8. 「環境への配慮」 周辺環境に配慮し、自然を大切にし、廃油、ごみは持ち帰る。
9. 「責任ある行動」 社会の一員として責任ある態度と行動をとる。特に一般公道では安全運転を心がける。
10. 「社会悪との戦い」 薬物の乱用、暴走行為、差別などスポーツの健全な発展を脅かす社会悪に反対する。
11. 「感謝と喜び」 常に感謝と喜びの気持ちをもってモーターサイクルスポーツに関わる。

プライバシーポリシー

個人情報保護方針

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会との一層の信頼関係を築くため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

（1）個人情報の取得

当会は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（2）個人情報の利用目的

当会は、内閣府認可の一般財団法人です。当会は取引により頂いた個人情報を、競技会に関する情報提供、個人の競技結果の管理、及び満足度を向上させるためのアンケート調査のために必要な範囲で利用するほか、これらの業務遂行のためにMFJ広域事務局、競技会主催者、スポーツ安全保険（指定保険、その他保険業務を含む）、および業務委託先に提供を行うことがあります。また、利用目的を変更する場合には、その内容に対し書面等により通知するか、または公式ホームページへの掲載、事務所内への掲示などの方法により公表します。

（3）個人情報の安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

（4）個人情報の第三者への提供

当会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）個人情報保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、異議なく速やかに対応いたします。なお、開示等の手続については所定の手数料をいただきます。手続を希望される方は、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

（6）コンプライアンス（法令遵守）行動規範の策定、実施、維持、改善について

当会は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守します。また、コンプライアンス行動規範を策定するとともに、従業者への教育・指導を徹底いたします。当会は、個人情報の取扱い及び安全管理に関わる適切な措置について、定期的に監査を行い、適宜見直し、改善いたします。

平成17年3月10日制定

平成26年4月15日改定

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

会長 鈴木 哲夫

お問い合わせ先

所在地：東京都中央区築地3丁目11番6号 築地スクエアビル10階

名 称：一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

電 話：03-5565-0900（受付時間：祝祭日除く月曜日～金曜日 10時～16時）

ホームページアドレス：<https://www.mfj.or.jp>

MFJ国内競技規則 2026

MFJ組織について

FIM (国際モーターサイクリズム連盟)

FIMは、世界的にモーターサイクルスポーツを管理し、普及・振興を図り、これらの分野におけるユーザー支援団体として創立された国際組織である。1904年に国際レースで起きた論争をきっかけに国際的なモーターサイクル組織の設立が呼びかけられ、1904年12月22日にパリで創立。本部をスイスのMiesに置く。現在の加盟国は123カ国。世界のモーターサイクルスポーツすべての競技運営を統括しているとともにIOC（国際オリンピック委員会）から2000年9月に認可され、モーターサイクルスポーツをオリンピック競技種目とすべく、積極的な活動を行っている。

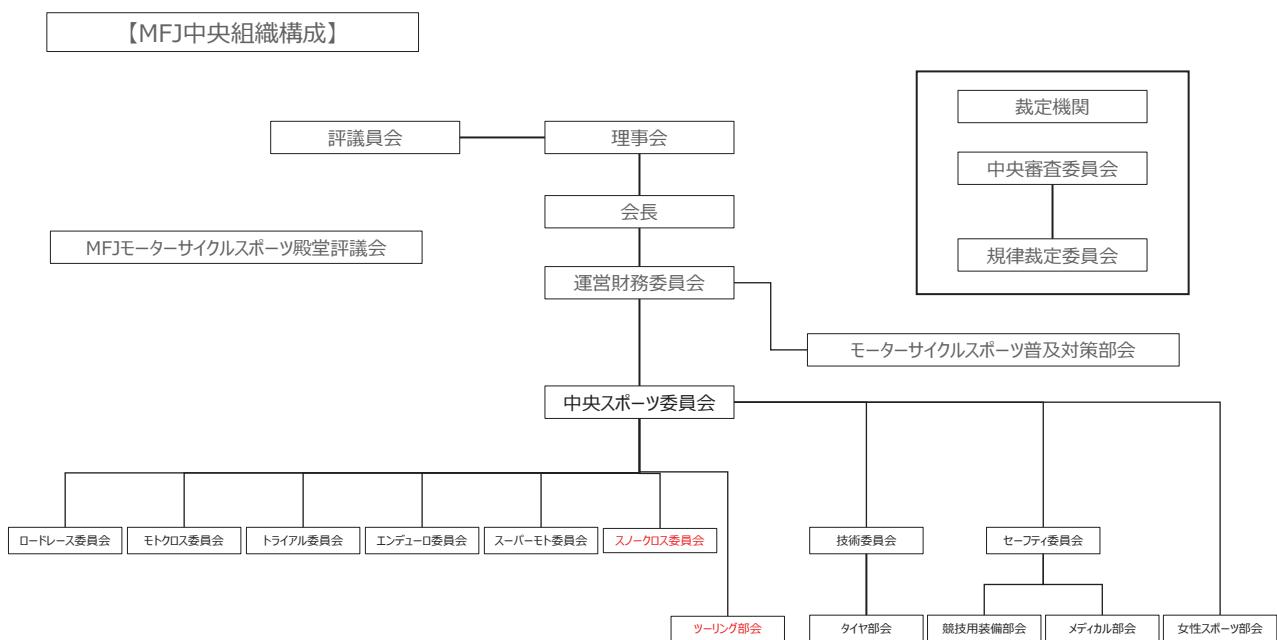
FIMアジア

FIMが世界を6大陸（ヨーロッパ・北アメリカ・ラテンアメリカ・オセアニア・アフリカ・アジア）に分けて管理するため設けた地域別協会であり、アジア圏内のFIM加盟国29カ国（アラブ首長国連邦、イラク、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カタール、カンボジア、キルギス共和国、クウェート、*グアム、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、*台湾、中国、ネパール、日本、ヨルダン、バーレーン、パレスチナ、フィリピン、*香港、*マカオ、マレーシア、モンゴル、レバノン、**ウズベキスタン**）で構成され、積極的に相互の交流を図り、アジア圏内におけるモーターサイクルスポーツの普及・発展をテーマに活動を行っている。^{*}過去の経緯により国として扱われている。

MFJ (一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会)

日本国内のモーターサイクルスポーツを統括する機関として1961年（昭和36年）10月に創立され、FIMに加盟する唯一の日本代表機関。1990年（平成2年）12月に文部省（現：文部科学省）所管の財団法人となり、モーターサイクルスポーツの普及・発展を通じ、国民の心身の健全な育成に寄与することを目的としている。2012年4月を以て一般財団法人に移行した。

【MFJ中央組織構成】



●評議員会

評議員／赤坂正人、高橋恭嗣、瀬川比呂昌、佐藤幹彦、高田憲一、松岡大司、吉田竜雄、市原英夫、佐々木一成、古田辰史、風間深志、笠原一也、田中隆造、上川和宣、大野至

●理事会

会長／鈴木哲夫
理事／藤岡良一、宮崎哲史、田村圭二、池尻和彦、柿田史彰、石川譲、小野哲、伊藤祐治、小池田達郎、高橋亮、小森谷勝身、入澤充、遠藤俊郎、平忠彦、森脇緑
監事／鈴木澄夫、峠野靖

●運営財務委員会

委員長／宮崎哲史
委員／小野哲、信夫学、大野匠、高秀一行、井下茂一、藤岡良一

●中央審査委員会

委員／伊澤毅、入澤充、藤岡良一

●中央スポーツ委員会

座長／藤岡良一
委員／田村圭二、池尻和彦、柿田史彰、岩野秀氣、工東隆夫、上原一公、佐原伸一、諸原圭一、村林匡、上村誠児

●ロードレース委員会

委員長／田村圭二
副委員長／汐崎英治
委員／村岡克己、阿部徹郎、張ヶ谷敏也、樋口幸博、加藤稔、尾形知臣、渡邊徳仁、杉田佳輝、前田智康、数山真也、山崎智成、岩野秀氣、倉田幸彦、田村耕二、横山眞一郎
オブザーバー／坂井信人、亀谷長純、鈴木隆幸

●モトクロス委員会

委員長／池尻和彦
副委員長／山本堅市
委員／甘日岩健一、清野浩、増田一将、小林謙二、西居元大、大林昭博、大内心、齋藤大介、横山泰広、原延男、石部訓章、春日井裕之、元木龍幸

●トライアル委員会

委員長／柿田史彰
副委員長／山本昌也、道上耕司
委員／山田淳二、畠山和裕、米澤満夫、石川忠、山本修三、大内心、鈴木幹太、小谷徹、宮崎哲史、佐藤美之
オブザーバー／小玉絵里加

●エンデューロ委員会

委員長／中嶋宏明
副委員長／池尻和彦
委員／春木久史、高橋豊美、田中弘行、奥村善武、上川浩一、山野隆一、大川原潤、大内心

●スーパーMト委員会

委員長／田村圭二

副委員長／岩本久夫

委 員／熊久保勲明、齋藤大介、尾形知臣、角和昭

オブザーバー／茂田忠臣、浅井昭太

●スノークロス委員会

委員長／佐藤好宏

副委員長／山田浩二、高橋盛行

委 員／清野浩、藏田幸生、山田英一、石川良、仁保宏昭、稻葉翔、赤石大施、戸沢真司

●技術委員会

委員長／岩野秀氣

副委員長／多田隈省吾

委 員／福島造、東誠治

オブザーバー／小林興次

●セーフティ委員会

委員長／上村誠児

委 員／伊澤毅、亀島滋克、村林匡、伊東和雄、西居元大

●タイヤ部会

部会長／前野基久

副部会長／鈴木栄一

部会員／小田島広明、児玉秀人

オブザーバー／柄元奈月、野口輝行、成瀬朋伸

●競技用装備部会

部会長／亀島滋克

部会員／木村裕彦、小川幸治、三輪峻也、久保雅幸、小澤浩史、兵頭昭則、丹羽隆之、山中一成、上村誠児

オブザーバー／西城芳晃

●メディカル部会

部会員／亀島滋克、唐澤剛、大野雅晴、伊藤貴彦、瀬戸口芳正、土肥義浩、上村誠児

オブザーバー／下田清則

●モーターサイクルスポーツ普及対策部会

部会員／赤坂正人、市原英夫、宮本義信、吉田竜雄

●女性スポーツ部会

部会長／桐野英子

副部会長／森脇緑

部会員／井形とも、中野真矢、國川こはく、石井千優、大西康代、坂田早苗、渡邊徳仁、高秀一行

●殿堂評議会

大久保力、隱岐直廣、坪内隆直、森脇南海子

●ツーリング部会

部会長／松原弘

副部会長／赤坂正人、原田美和

部会員／市原英夫、吉田竜雄、宮本義信、市本行平、風間晋之介

※順不同

※2025年11月25日現在

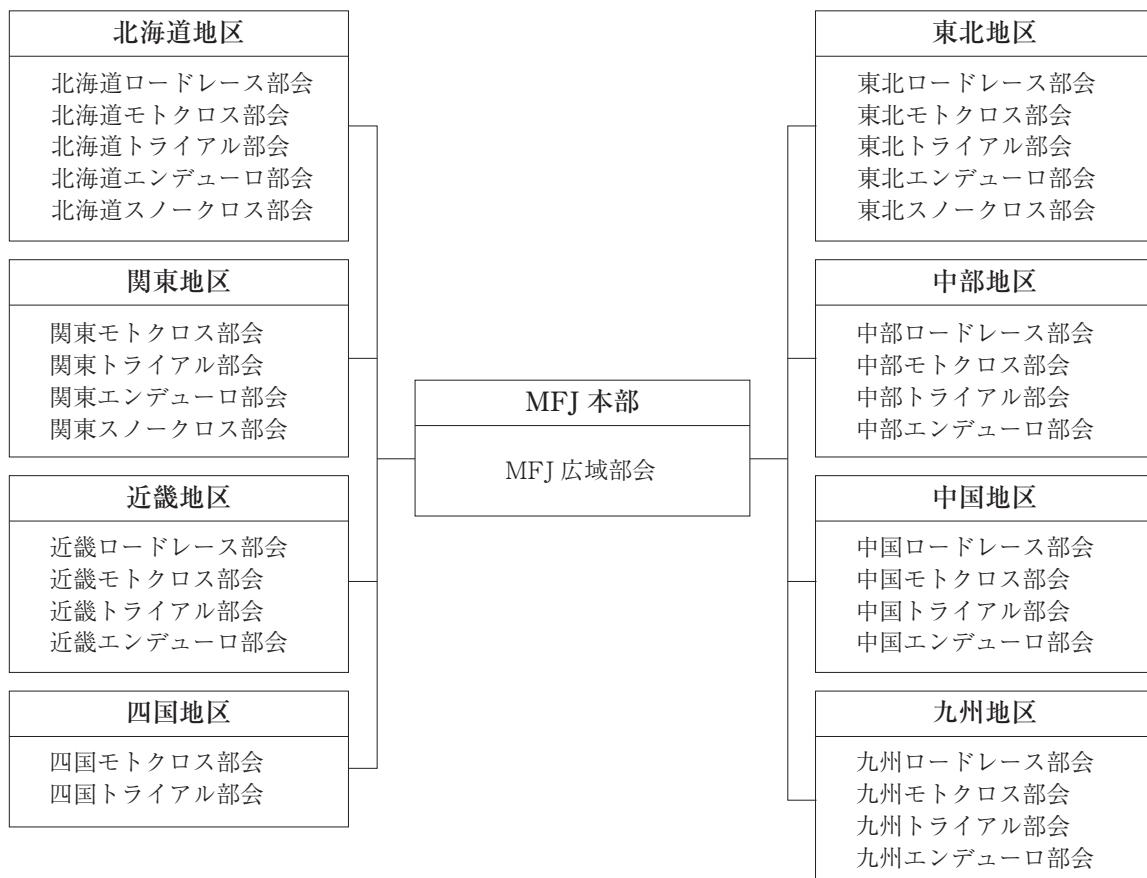
【MFJ地域組織】

MFJでは8地区に種目ごとの部会を設置し、地域モーターサイクルスポーツの普及振興活動を行なっている。地方選手権等の開催・管理、地区における資格審査などの役割を担っている。

全国の部会の事務局はMFJ広域事務局が担う。

TEL : 03-5565-0935 (MFJ広域事務局直通)

【各地区スポーツ部会】



MFJ国内競技規則 2026

第1章 総則

序文

本国内競技規則は、国際モーターサイクリズム連盟 (Fédération Internationale Motocyclisme : 略称FIM) の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいて作成され、日本国内のモーターサイクルスポーツ規則の一部として発行する。本国内競技規則は、総則と付則に大別され、競技種目によって内容に差異のある事項は付則に示される。

1 モーターサイクルスポーツの国内的統括

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は、内閣府認可の一般財団法人としてわが国のモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序を保持することを目的とする。

また、MFJは国際モーターサイクリズム連盟(Fédération Internationale de Motocyclisme・IOC認可団体・以下「FIM」という)により日本国の代表機関として公認された国内のモーターサイクルスポーツを管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

2 国内競技規則の制定および施行

MFJは前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにFIM国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその細則を制定し、施行する。なお、年度中においても本規則の見直しを行なう場合がある。その内容は隨時、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) にてブルテンとして公示される。

3 国内競技規則の適用

MFJ国内競技規則の適用範囲は下記のとおりとする。

3-1 公認競技会

3-1-1 国際格式競技会

国際格式競技会はMFJライセンス所持者に加え、FIM加盟の各国モーターサイクル協会（以下「FMN」という）が発行するFIMインターナショナルライセンスを所持するライダーが参加することができ、FIMの公認が必要な競技会である。世界選手権・国際選手権はFIM競技規則が適用される。その他はFIM規則とMFJ国内競技規則が適用される。

3-1-2 国内格式競技会

国内格式競技会にはMFJ会員ライセンス所持者のみが参加することができ、この競技会にはMFJ国内競技規則が適用される。

3-2 承認競技会

承認競技会にはMFJ競技ライセンス、エンジョイライセンス所持者が参加することができ、MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則により管理される。

4 国内競技規則の解釈

個々の競技会における判定および競技規則全般の解釈は、本規則に基づいて当該大会審査委員会が行ない、これを最終的なものとする。

本規則に規定されていない事項はFIM国際競技規則およびその主旨により判定する。

5 大会特別規則ならびに公式通知

- 5-1 競技会は、本規則および各種目別付則に基づいて行なわれるほか、競技会の運営、競技の細部および指示は、大会ごとの特別規則、公示または公式通知によって行なわれる。
- 5-2 大会特別規則および公式通知は、競技会主催者（以下「主催者」という）が発行する。
- 5-2-1 大会特別規則には次の各項が示される。
- ①競技会の名称・格式
 - ②競技会の組織
 - ③主催者の名称、所在地および連絡先
 - ④開催日時・場所
 - ⑤競技の種目および内容
 - ⑥参加資格
 - ⑦出場申込み受付け場所
 - ⑧出場申込み期間
 - ⑨出場料
 - ⑩出走者の定員
 - ⑪賞およびその詳細
 - ⑫その他
- 5-3 大会特別規則に規定し得なかった競技会運営の細部にわたる規則および大会特別規則発表後に生じた問題を処理するため、主催者は、参加者に対し公式通知をもって指示することができる。
ただし、その内容はMFJ 国内競技規則に反するものであってはならない。

6 公認競技会・承認競技会の格式と種目

- 6-1 格式の内訳と優先順序
- 1 国際格式
 - 2 **準国際格式**
 - 3 国内格式
- 6-1-1 国際格式競技会の優先順序
- 1 世界選手権競技会（FIM カップ含む）
 - 2 国際選手権競技会（アジア選手権等）
 - 3 日本（MFJ）グランプリ大会
 - 4 全日本選手権競技会
 - 5 **その他国際格式**競技会（ノンタイトル）
- 6-1-2 **準国際格式の優先順位**
- 1 **全日本選手権**
 - 2 **特別大会**
 - 3 **地方選手権**
 - 4 **その他準国際競技会（ノンタイトル）**

6-1-3 国内格式競技会の優先順位

- 1 全日本選手権競技会
- 2 特別競技会
- 3 地方選手権競技会 (MFJ カップ含む)
- 4 県選手権競技会
- 5 その他**国内格式**競技会 (**ノンタイトル**)
- 6 承認競技会

6-2 公認競技会と承認競技会の種目

種目	公認競技会	承認競技会
ロードレース	○	○
モトクロス	○	○
トライアル	○	○
スノークロス	○	○
エンデューロ	○	○
スーパー モト	○	○
ミニバイクレース	—	○
その他MFJ中央スポーツ委員会が認める競技	○	○

MFJ国内競技規則 2026

第2章 ライセンス

7 MFJ会員ライセンスの種類

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、以下の3種に分類される。
- ・「MFJ競技ライセンス（エンジョイライセンス含む）」
 - ・「競技役員・講師ライセンス」
 - ・「ピットクルーライセンス」
- 7-2 公認競技会に参加するためには「MFJ競技ライセンス」を所持していなければならない。ただし、エンジョイライセンスでは、公認競技会に参加することはできない。
- 7-3 承認競技会に参加するためには、「MFJ競技ライセンス」「エンジョイライセンス」のいずれかを所持していなければならない。
- ただし、ロードレース競技に出場する場合は、公認・承認の別を問わず、「ロードレースライセンス」の所持が必要である。
- 7-4 競技運営に携わる、あるいは指導にあたる者は、「競技役員」「講師」「インストラクター」のいずれかのライセンスを取得していなければならない。
- 7-5 「ピットクルーライセンス」は競技者の補助的役割で競技に参加する者に必要な資格である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリーにより必要な参加資格が指定される。

8 MFJ会員ライセンスの取得条件

MFJ会員ライセンス申請を行なう者は、次の各項条件を満たしていなければならない。

- 8-1 **MFJ会員ライセンスの新規申請について**
本項に定めるいずれかの条件を満たしていなければならない。
- 8-1-1 日本国籍を有している者。
- 8-1-2 日本国籍を持たない者は、日本国内に3ヶ月以上継続的に居住し、その居住証明を提出することができる。
- 8-1-3 各国協会（FMN）からライセンスの発給を受けているスポーツ国籍が他の者は、日本にスポーツ国籍を移籍する者。
- 8-2 **MFJ会員ライセンスの継続申請について**
ライセンス国籍（スポーツ国籍）が日本国籍を有している者。
- 8-3 **必須条件：犯罪歴に関する要件**
過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者または、その処罰期間内でないこと。
- 8-4 **必須条件：講習および身体的要件**
- 8-4-1 MFJが指定する講習会を受講していること。
- 8-4-2 運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。

9 スポーツ国籍の移籍

- 9-1 各国協会（FMN）からライセンスの発給を受けている者がスポーツ国籍を移籍する場合は、所属するFMNからのスポーツ国籍移籍許可を得なければならない。（スポーツ国籍移籍許可書提出）

9-2

移籍は、当該年中の再移籍は認められない。

(MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない)

10 会員ライセンスの氏名・生年月日・性別登録

10-1

会員ライセンスの申請は、戸籍上の氏名、生年月日、性別で登録しなければならない。

10-2

氏名等変更し、戸籍が変更された場合は、速やかにMFJに申し出て変更の手続きを行わなければならない。

10-2-1

婚姻により戸籍に記載される氏名を変更された場合でも、公的本人確認書類（住民票、マイナンバーカード、免許証、パスポートなど）に旧姓の併記があれば、婚姻前の氏名を使用することは認められる。

婚姻前の氏名を使用希望する者は、MFJに申告し承認を受けなければならない。

10-3

氏名において外字、俗字等が含まれる場合は、常用漢字に変換しなければならない。

10-4

虚偽の申請が判明した場合、当該会員ライセンスの資格は停止される（14会員ライセンスの効力の失効等14-1-2参照）。

11 会員ライセンスの取得手続き

11-1

会員ライセンスを取得するためには、所定の申込手続きと会員ライセンス会費を納めMFJ会員に加入しなければならない。

11-2

会員ライセンスの取得条件の年齢は「スポーツ年齢」とする。

スポーツ年齢とは満年齢ではなく、当該年（2026年1月1日～2026年12月31日まで）に誕生日を迎える年齢をいう。

11-3

会員ライセンスに使用する写真は6ヶ月以内に撮影し、正面、無帽、無背景で身分を証明するにふさわしいものでなければならない。

画像が会員ライセンス発行に適応しないとMFJが判断した場合は、再提出を要請する場合がある。

12 未更新期間（欠格期間）のある会員ライセンスの再取得

12-1

過去に会員ライセンスを所持していた者が再び会員ライセンスを取得する場合、欠格期間が5年以内であれば、以前の会員情報（会員番号や過去の成績など）を引き継いだ「継続取得」とする。

12-1-1

欠格期間が5年を超えている場合は、「継続取得」として扱うが、会員番号や過去の成績などの情報は引き継がれず、別扱いとする。再取得時には新規会員としての登録が必要。

具体例：欠格期間が2021年から2025年までの5年が経過。2026年以降にライセンスを再取得する場合は、会員番号や過去の成績は引き継がれず、別扱いとなる。

13 MFJ会員ライセンスの有効期限

13-1

2026年度会員ライセンスの有効期間は、ライセンスの交付を受けた2026年4月1日から2027年3月31日までとする。2026年3月31日までの大会への出場（大会公式日程期間含む）は、2025年度ライセンスを取得していなければならない。

14 会員ライセンスの効力失効・停止等

14-1

次のいずれかに該当する場合、会員ライセンスは効力を失効、または停止される。

14-1-1

日本のスポーツ国籍を失った者。

14-1-2

氏名、生年月日、性別等を偽り、不正にライセンスを受給した者および使用した者。

14-1-3

前条の有効期間を超過し、継続申請をしなかった者。

- 14-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。
- 14-1-5 **MFJ中央スポーツ委員会の決議により、健康上の理由などで資格停止と判断された者。**

15 競技ライセンスの種目別取得と手続き

- 15-1 **競技ライセンス**
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認・承認競技会」に必要な資格である。
- 15-2 競技ライセンスは、ロードレース、モトクロス、トライアル、スノークロス、エンデューロ、スーパー・モトの種目競技とエンジョイライセンスから構成される。
- 15-3 **競技ライセンスの取得申請手続き**
種目ごとに定められた取得条件を満たし、**WEB申請**もしくは必要な申請書類の提出、および申請料（**会員ライセンス会費、競技ライセンス申請料**）を認めなければならない。
- 15-4 **競技ライセンス申請料**
競技ライセンス申請料は、スポーツ安全保険掛金および事務手数料とする。
- 15-4-1 一度認められた申請料は、過納金以外は返還されない。（申請書未提出の場合も含む）
また、申請料の年度繰越しは認められない。
- 15-5 **競技ライセンスに求められる適格性**
競技ライセンスを取得する者は、取得する競技種目とライセンスグレードに必要な、安全に車両が操作でき、かつ競技役員からの指示を確認し的確に判断できる標準的な健康状態でなければならない。
- 15-5-1 標準的な健康状態でないと自認もしくは他から評価される場合は、競技ライセンスを取得する適性についてMFJに申告するとともにその審査を受け、承認を受けなければならない。
- 15-6 競技ライセンス申請時に未成年（満18歳未満の者）は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を**提出しなければならない**。
ただし、エンジョイライセンスは、**本承諾書の提出を認めない**。
- 15-7 競技ライセンスに欠格期間がある場合、ライセンス区分の降格や走行証明の再取得等に条件が付される場合がある。詳細は「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」に別途定める。
- 15-8 **ロードレースライセンスの区分および取得に関する規定**
- 15-8-1 ロードレースライセンスは、**公認/承認ロードレースに参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」**である。
- 15-8-2 ロードレースライセンスは下記に区分される。
- | ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|----------|---|
| 国際 (INT) | 世界選手権／国際競技会／全日本選手権／MFJカップ・地方選手権インタークラス他／承認競技会 |
| 国内 (NAT) | MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会 |
| フレッシュマン | MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会 |
| ジュニア | MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会 |
- 15-8-3 ロードレースライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める「**付則1MFJライセンス昇格・降格に関する規則**」の昇格基準を満たさなければならない。
- 15-8-3-1 **ロードレースライセンスの再取得**
10年以上更新手続きを行なっていない者は、その資格を失い、**新規取得手続きを行わなければならない**。
- 15-8-3-2 **国際ライセンスの再取得**
国際ライセンスは、特別申請の手続きにより、再取得することができる。詳細は別途定める「**付則1MFJライセンス昇格・降格に関する規則**」による。

- 15-8-3-4 ジュニアライセンスの取得条件
ジュニアライセンスは、12歳以上15歳以下で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
①当該年度有効なMFJ公認サーキットライセンスを所持していること。
②MFJ公認「ロードレースジュニアライセンス講習会」を受講していること (対面講習会 / ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)
ジュニアライセンス取得後、16歳となる年のライセンス更新時に、フレッシュマンライセンスまたは国内ライセンス (15-8-3-6参照) に移行しなければならない。
- 15-8-3-5 フレッシュマンライセンスの取得条件
フレッシュマンライセンスは、16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
①当該年度有効なMFJ公認サーキットライセンスを所持していること。
②MFJ公認「ロードレースフレッシュマンライセンス講習会」を受講していること。 (対面講習会 / ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)
- 15-8-3-6 国内ライセンスの取得条件
国内ライセンスは、16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
①MFJ公認「ロードレース国内ライセンス講習会」を受講していること。 (対面講習会 / ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)
②MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上のスポーツ走行をしていること (複数のサーキットでの走行時間の合算は不可)。
③フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会に2回以上出走の実績があること。
有効期間：前々年 (2024年1月1日以降) の競技会より
④フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会にて下記の成績を得た者。
・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。
・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。
有効期間：前々年 (2024年1月1日以降) の競技会より
ただし主催者が対象外とする競技会がある。

15-9 モトクロス / トライアルライセンスの区分および取得に関する規定

- 15-9-1 モトクロスライセンスは、公認モトクロス競技会に参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」である。
また承認モトクロス競技会に参加することもできる。
- 15-9-2 トライアルライセンスは、公認トライアル競技会に参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」である。
また承認トライアル競技会に参加することもできる。
- 15-9-3 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例	
国際A級	国際競技会／全日本選手権他／承認競技会	
国際B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会	
国内A級	地方選手権／県大会	／承認競技会
国内B級	〃	／承認競技会
ジュニア	〃	／承認競技会
PC (MXのみ)	〃	／承認競技会

※全日本MXレディースクラスはモトクロスジュニアライセンス以上の女性。

- 15-9-4 ライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「PC (モトクロスのみ)」「ジュニア」「国内B級」である。

「国内A級」「国際B級」「国際A級」は前述のライセンス取得後、別途定める **「付則1MFJライセンス昇格・降格に関する規則」の昇格基準を満たさなければならない。**

- 15-9-4-1 PCライセンス（モトクロスのみ）の取得条件
PCライセンスは、8歳以下で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
 ①MFJ公認「モトクロスPCライセンス講習会」を親権者とともに受講していること（対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。
 ②MFJ「モトクロスPCライセンスWEB講習会」を親権者とともに受講し、受講後のテストに合格していること。**（WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内）**
PCライセンス取得後、9歳となる年のライセンス更新時に、ジュニアライセンス（15-9-4-2参照）に移行しなければならない。
- 15-9-4-2 ジュニアライセンスの取得条件
ジュニアライセンスは、9歳以上15歳以下で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
 ①MFJ公認「モトクロスジュニアライセンス講習会」を親権者とともに受講していること（対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。
 ②MFJ公認「モトクロスジュニアライセンスWEB講習会」を親権者とともに受講し、受講後のテストに合格していること。**（WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内）**
ジュニアライセンス取得後、16歳となる年のライセンス更新時に、国内B級ライセンス（15-9-4-3参照）に移行しなければならない。
- 15-9-4-3 国内B級ライセンスの取得条件
国内B級ライセンスは、16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
 ①MFJ公認「モトクロス国内B級ライセンス講習会」を受講していること（対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。
 ②MFJ公認「モトクロス国内B級ライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。**（WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内）**
- 15-10 スノークロスライセンスの区分および取得に関する規定
- 15-10-1 スノークロスライセンスは、公認スノークロス競技会に参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」である。また承認スノークロス競技会に参加することもできる。
- 15-10-2 ライセンスは下記に区分される。
- | ライセンス区分 | 参加できる競技会の例 |
|---------|---------------------|
| A級 | 全日本選手権／地方選手権他／承認競技会 |
| B級 | 全日本選手権／地方選手権他／承認競技会 |
| ジュニア | 地方選手権他／承認競技会 |
- 15-10-3 ライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。
 「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める **「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」の昇格基準を満たさなければならない。**
ただし、15-10-3-3の条件を満たす場合はこの限りではない。
- 15-10-3-1 ジュニアライセンス
ジュニアライセンスは、9歳以上15歳以下で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。
 ①MFJ公認「スノークロスジュニアライセンス講習会」を親権者とともに受講していること（対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。
 ②MFJ公認「スノークロスジュニアライセンスWEB講習会」を親権者とともに受講し、受講後のテストに合格していること。**（WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内）**
 ③当該年度有効なモトクロスジュニアライセンスを所持している者
ジュニアライセンス取得後、16歳となる年のライセンス更新時に、B級ライセンス（15-10-3-2参照）に

移行しなければならない。

15-10-3-2 **B級ライセンスの取得条件**

B級ライセンスは、16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。

①MFJ公認「スノークロスB級ライセンス講習会」を受講していること（対面講習会／ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。

②MFJ公認「スノークロスB級ライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。
(WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内)

15-10-3-3 **当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者は初めてスノークロスライセンスを追加する場合に限り、スノークロスA級ライセンスを申請することができる。**

※一度B級を取得した場合、A級への昇格は別途定める昇格基準を満たさなければならない。

15-11 スーパーモトライセンスの区分および取得に関する規定

15-11-1 **スーパーモトライセンスは、公認スーパーモト競技会に参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」である。また承認スーパーモト競技会に参加することもできる。**

15-11-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権／承認競技会
B級	地方選手権／承認競技会

15-11-3 **ライセンスの取得条件**

最初に取得可能なライセンスは「B級」である。

「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める**「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」**の昇格基準を満たさなければならない。

なお、15-11-3-2の条件を満たす場合はこの限りでない。

15-11-3-1 **B級ライセンスの取得条件**

B級ライセンスは、12歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。

①MFJ公認「スーパーモトB級ライセンス講習会」を受講していること（対面講習会／ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。

②MFJ公認「スーパーモトB級ライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。
(WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内)

③当該年度有効なロードレースジュニア、モトクロスジュニア、トライアルジュニア、スノークロスジュニア、エンデューロ国内B級以上のライセンスを所持している者

④エンジョイライセンスを所持し、承認競技会に2回以上出走の実績があること。（承認競技会の種目は問わない）

15-11-3-2 **A級ライセンスの取得条件**

当該年度有効なロードレース国際、モトクロス国際B級・A級、トライアル国際B級・A級ライセンスを所持している者で、初めてスーパーモトライセンスを取得する場合に限り、A級を取得することができる。

15-12 エンデューロライセンスの区分および取得に関する規定

15-12-1 **エンデューロライセンスは、公認エンデューロ競技会に参加するライダーが所持しなければならない「競技ライセンス」である。また承認エンデューロ競技会に参加することもできる。**

15-12-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	全日本選手権
国際B級	全日本選手権・エリア選手権
国内A級	全日本選手権・エリア選手権
国内B級	全日本選手権・エリア選手権
エンジョイライセンス	承認競技会

15-12-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「国内B級」である。

「国内A級」「国際B級」「国際A級」は前述のライセンス取得後、別途定める **「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」** の昇格基準を満たさなければならない。

なお、15-12-3-2の条件を満たす場合はこの限りでない。

15-12-3-1 国内B級ライセンスの取得条件

国内B級ライセンスは、16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。

- ①MFJ公認「エンデューロ国内B級ライセンス講習会」を受講していること（対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内）。
- ②MFJ公認「エンデューロ国内B級ライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。**(WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内)**

15-12-3-2 国内A級、国際B級、国際A級ライセンスの取得条件

当該年度有効な**他種目の上級**ライセンス所持者は、初めてエンデューロライセンスを追加する場合に限り、**下記の表に従いエンデューロの上級ライセンス**を選択し、ライセンスを申請することができる。

所持ライセンス		取得可能エンデューロライセンス
モトクロス トライアル	国際A級	国際A級 以下
	国際B級	国際B級 以下
	国内A級	国内A級 以下
	国内B級	国内B級 以下
ロードレース国際		国内A級 以下
スーパーMOT A級		国際B級 以下
スノーモビルA級		国際B級 以下

※初回、**選択したクラスで追加申請したものがさらに上級クラスへ昇格する場合は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。**

15-13 エンジョイライセンスに関する規定

15-13-1 エンジョイライセンスは、モーターサイクルスポーツを生涯スポーツとして身近に楽しむことを目的に設けられた競技ライセンスであり、承認競技会への参加を想定している。

ただし、特別規則により参加資格に制限が定められている場合は、その規則に従うものとする。

15-13-2 エンジョイライセンスの制限事項

エンジョイライセンスは、承認ロードレース競技会への参加は認められず、昇格基準も設けられない。

15-13-3 エンジョイライセンスの取得条件

エンジョイライセンスは、取得年齢に制限を設けず、下記のいずれかの条件を満たす者を対象とする。

- ①MFJ公認「エンジョイライセンス講習会」を受講していること。**(対面講習会/ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)**

- ②MFJ公認「エンジョイライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。**(WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内)**

15-13-4 エンジョイライセンスの特例取得

15-13-4-1 ピットクルーライセンス所持者は、ピットクルーライセンスの取得と同時にエンジョイライセンスを自動付与される。

15-13-4-2 競技役員ライセンスの所持者は、以下の要件をすべて満たすことを条件にエンジョイライセンスが取得できる。

- ①スポーツ安全保険へ加入すること。
- ②15-13-3に定めるライセンスの取得条件を満たすこと。
- ③所定の申込手続きを行うこと。

15-14 所持ライセンスによる他種目上級ライセンスの特例取得

この特例は、所持するライセンスが競技実績および技術水準において、申請対象種目の上級ライセンスに相当すると認められた制度である。

15-14-1 当該年度に有効な表Aに定めるライセンスを所持する者は、表Bに定める他種目ライセンスを初めて追加申請する場合に限り、当該種目の上級ライセンスを申請することができる。

15-14-2 前項により追加取得したライセンスについて、さらに上級ライセンスへの昇格を希望する場合は、別途定める「付則1MFJライセンス昇格・降格に関する規則」の昇格基準を満たさなければならない。

所持ライセンス（表A）		取得可能ライセンス（表B）	
モトクロス	国際B級	スノークロス	A級
	国際A級		
ロードレース	国際	スーパー摩托	A級
	国際B級以上		
トライアル	国際B級以上	エンデューロ	国際A級以下
	国際A級		
モトクロス トライアル	国際B級	エンデューロ	国際B級以下
	国内A級		
ロードレース	国際	エンデューロ	国内A級以下
スーパー摩托	A級	エンデューロ	国際B級以下
スノークロス	A級		

15-14-3 当該年度に有効な下記表Aのライセンス所持者は、下記表Bのライセンスを追加する場合に講習会の受講が免除される。

所持ライセンス（表A）		取得可能ライセンス（表B）	
モトクロス	ジュニア	スノークロス	ジュニア
ロードレース	ジュニア以上	スーパー摩托	B級 ※取得年齢は12歳～
モトクロス			
トライアル			
スノークロス			
エンデューロ	国内B級以上	エンデューロ	国際B級以下
エンジョイ	承認競技会2回出走実績（種目問わず）		

15-15 ピットクルーライセンスの取得に関する規定

ピットクルーは競技者のサポートとして競技に参加するための役割である。

競技会に登録されるピットクルーは、本ライセンスを所持しなければならない。

15-15-1 ピットクルーライセンスの取得条件

ピットクルーライセンスは、下記の条件を満たす者を対象とする。

- ①16歳以上であること。

- ②MFJ公認「ピットクルーウェブ講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。（WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内）

15-16 競技役員、講師、インストラクターライセンスの区分と取得に関する規定

競技役員、講師、インストラクターライセンスは、競技運営やライダー養成講習会等に従事するためには必要な資格である。

15-16-1 競技役員ライセンスの取得条件

競技役員ライセンスは、18歳以上で、下記のいずれかの条件を満たさなければならない。

①MFJ公認「競技役員ライセンス取得講習会」を受講していること。**(対面講習会 / ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)**

②当該種目のMFJ公認「競技役員ライセンスWEB講習会」を受講し、受講後のテストに合格していること。**(WEB講習の有効期間はライセンス申請日から1ヶ月以内)**

15-16-2 講師ライセンスの取得条件

講師ライセンスは、下記のすべての条件を満たさなければならない。

①18歳以上であること。

②MFJ公認の「講師ライセンス取得講習会」を受講していること。**(対面講習会 / ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内)**

15-16-3 最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級

最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。

15-16-4 競技役員、講師ライセンスの特例取得

この特例は競技規則に長け、豊富な運営実務の経験が申請対象種目のライセンスに相当すると認められた制度である。

15-16-4-1 MFJ中央スポーツ委員会の受講免除

MFJ中央スポーツ委員会およびMFJ当該専門委員は、それぞれの取得条件を備えているものとして、**講習会の受講を免除される。**

15-16-4-2 MFJ地区スポーツ部会の受講免除

MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サーキットから推薦を受け、**MFJ中央スポーツ委員会が認めた者は、**

実績を充分に満たしていることを示したうえで、講習会の受講を免除される。

15-16-5 インストラクターライセンスの取得条件

取得者は、下記のすべての条件を満たさなければならない。

①ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロの国際ライセンス（スノークロス、スーパーモトはA級）取得者

②講習経験が豊富であること

③MFJ地区スポーツ部会、公認サーキット、セーフティ委員会のいずれかの推薦を得ていること

④MFJインストラクター養成講習会を受講していること

⑤セーフティ委員会が認めた者

15-16-6 インストラクターライセンスの特例取得

セーフティ委員会が、競技規則に精通し、豊富な運営の経験を有し、本ライセンスが特に必要と認めた者には、前項条件を満たしていない場合でも、特例取得として許可することができる。

16 競技役員／講師ライセンスに関する規定

16-1 傷害保険への加入

競技役員、講師ライセンスはMFJが契約する傷害保険に付保される。ただし、希望者はスポーツ安全保険に任意で加入することができる。

16-2 競技役員ライセンス

競技役員は英語表記では「Official (オフィシャル)」とされる。これは公的な・公共のという意味で、「レースを公平で安全、円滑に運営する」責務を持つ。

競技役員ライセンスは、MFJが定める基準を満たした競技役員に与えられる、信頼と責任を証すものである。

16-2-1 競技役員の就任

競技役員は、原則ライセンスに明記された種目に限り就任することができる。

16-2-2 大会時の実務ポイント

大会時、有効な種目競技役員ライセンスを所持している場合、実務ポイントが付与される**ものとする。**

実務ポイントの付与、昇格と降格に関する詳細は別途「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」に定める。

大会役務 級別	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務 (長・副)	各役務 (一般)	事務局長	事務局
1級	GP	○	○	○	○	○	○	○
	全日本	○	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○	○
2級	GP	—	—	—	○	○	—	○
	全日本	—	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○	○
3級	GP	—	—	—	—	○	—	○
	全日本	—	—	—	—	○	—	○
	地方	—	—	—	○	○	○	○
	承認	—	○	—	○	○	○	○

16-3 講師ライセンス

講師ライセンスは、競技規則や安全管理を理解し、受講者に正確な知識と技術を伝える者に与えられる、MFJ公認の指導者資格を証するものである。

16-3-1 付与される資格

付与される資格の種別により担える役務は異なる。その役務は以下の通りとする。

3級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの補助講師となることができる。

2級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師または補助講師となることができる。

1級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師となることができる。

17 FIMライセンス、FIMコンチネンタル（アジア）ライセンス（MFJを経由して取得）

国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

※下記は2025年12月10日現在のもので変更される場合もある。

格式	種目	クラス	最低年齢	最高年齢
世界選手権	サーキットレース	・FIMGPWC Moto3 クラス	18歳	28歳
		・FIM スーパースポーツ 300cc 世界選手権	16歳	28歳
		・FIM ジュニア世界選手権	16歳	23歳
		・FIM 世界選手権グランプリ Moto2 クラス	18歳	
		・FIM 世界選手権グランプリ MotoGP クラス	18歳	
		・FIM スーパーバイク世界選手権	18歳	
		・FIM スーパースポーツ世界選手権	18歳	
		・FIM サイドカー世界選手権：ライダー	18歳	
		・FIM サイドカー世界選手権：パッセンジャー	18歳	
		・FIM 耐久世界選手権	18歳	
		・ETC, NTC, ATC, BTC (コンチネンタル選手権)	14歳	
		・ウイメンズ世界選手権	18歳	

世界選手権	モトクロス	・FIM世界モトクロス選手権 MXGP	16歳	50歳
		・FIM世界モトクロス選手権 MX2	15歳	23歳
		・FIMモトクロス・オブ・ネイションズ：MXGP, MX2規定による		50歳
		・FIMサイドカーコロス世界選手権：ライダー	16歳	50歳
		・FIMサイドカーコロス世界選手権：パッセンジャー	16歳	50歳
		・FIMジュニアモトクロス世界選手権 85cc クラス	12歳	14歳
		・FIMジュニアモトクロス世界選手権 125cc クラス	13歳	17歳
		・FIMAMAスーパークロス、FIM世界選手権	16歳	50歳
		・FIMスーパークロス世界選手権 SX2	15歳	50歳
		・FIMスーパーMOT S1グランプリ世界選手権	15歳	50歳
		・FIMスーパーMOT・オブ・ネイションズ	15歳	50歳
		・FIMスノーコロス世界選手権	16歳	50歳
		・FIMスノーコロス世界選手権	16歳	50歳
		・FIMフリースタイルモトクロス世界選手権	16歳	50歳
		・FIMウィメンズモトクロス世界選手権	15歳	50歳
トライアル	トライアル	・FIMサイドカーコロス・オブ・ネイションズ	16歳	50歳
		・FIMクアドクロス・オブ・ネイションズ	16歳	50歳
		・FIMトライアル世界選手権：トライアルGP/Trial2	16歳	
		・FIMウィメンズトライアル世界選手権：トライアルGP ウィメン	16歳	
		・FIMトライアル・デ・ナシオン (TDN)	16歳	
		・FIMトライアル3世界選手権 (125cc)	14歳	21歳
		・FIMウィメンズトライアル・オブ・ネイションズ クローズトーキット以外での開催の場合	14歳	
			適切な運転免許証所持者	
		・FIMXトライアル世界選手権	16歳	
エンデューロ	エンデューロ	・FIMインターナショナルシックスデイズエンデューロ (ISDE)	適切な運転免許証所持者	
		・FIMエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
		・FIMスーパーエンデューロ世界選手権	18歳 (ブレステージ)	
		・FIMジュニアエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者で23歳以下	
		・FIMユースエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者で21歳以下	
		・FIMハードエンデューロ世界選手権	16歳	
		・FIMハードエンデューロ世界選手権 ジュニア	16歳	22歳
クロスカントリー ラリー	クロスカントリー ラリー	・FIMエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
		・FIMラリーレイド世界選手権ラリーGP	適切な運転免許証所持者	
		・FIMサンドレース世界選手権：モーターサイクル	18歳	
トライアル	トライアル	・FIMスピードウェイグランプリ	16歳	
		・FIMスピードウェイ世界選手権グランプリ予選会	16歳	
		・FIMスピードウェイ・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIMワールドスピードウェイリーグ	16歳	
		・FIMスピードウェイベストペア	16歳	
		・FIMアイスピードウェイ世界選手権	16歳	
		・FIMアイスピードウェイ・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIMロングトラック世界選手権	16歳	
		・FIMロングトラック・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIMSGP2世界選手権	16歳	21歳
		・FIMチームスピードウェイ・オブ・ネイションズ2世界選手権	16歳	21歳
		・FIMSGP3世界選手権	13歳	16歳
Eバイク	Eバイク	・フラットトラック	16歳	
		・FIMSGP4世界選手権	11歳	13歳
		・FIMEエクスプローラー	16歳	
			または主催国の法律に則った年齢	
モトクロス	モトクロス	・FIMEバイク世界選手権	18歳	
		・FIM Eスクーター世界選手権	18歳	
			または主催国の法律に則った年齢	

FIM プライズ	サーキットレース	・FIM MotoGP ルーキーズカップ	15歳	21歳
		・FIM 耐久ワールドカップ	18歳	
		・FIM 耐久ワールドトロフィー	18歳	
		・FIM ストリートフリースタイルワールドカップ	18歳	
		・FIM ストックワールドカップ	14歳	
		・FIM ドラッグバイクワールドカップ	16歳	
		・FIM MiniGP ワールドシリーズ	10歳	
		・FIM ウィメンズサーキットレースワールドカップ	18歳	
	モトクロス	・FIM ベテランモトクロスワールドカップ	40歳	55歳
		・FIM ジュニアモトクロスワールドカップ: 65ccクラス	10歳	12歳
		・FIM ウィメンズノークロスワールドカップ	16歳	50歳
		・FIM ヴィンテージモトクロスワールドカップ	40歳	65歳
		・FIM スノークロスワールドカップ	16歳	50歳
		・アリーナクロス ワールドカップ	15歳	50歳
エンデューロ	トライアル	・FIM トライアル・デ・ナシオン インターナショナルトロフィー	14歳	
		・FIM トライアル・デ・ナシオン チャレンジ	14歳	21歳
		・FIM ウィメンズトライアル2カップ クローズトサーキット以外での開催の場合	14歳	適切な運転免許証所持者
		・FIM トライアルヴィンテージ/FIM トライアル ヴィンテージモーター・サイクルトロフィー		適切な運転免許証所持者
		・FIMX トライアル・デ・ナシオン	16歳	
	クロスカントリー	・FIM ウィメンズXトライアルトロフィー	16歳	
		・FIM ジュニアスーパーエンデューロワールドカップ	16歳	23歳
		・FIM ウィメンズエンデューロワールドカップ		適切な運転免許証所持者
		・FIM ウィメンズスーパーエンデューロワールドカップ	16歳	開催国の法規または主催国協会規定による
		・FIM エンデューロヴィンテージベテラントロフィーチーム	50歳	
クロスカントリー	ラリー	・FIM エンデューロヴィンテージシルバーヴェースクラブチーム	40歳	
		・FIM エンデューロヴィンテージ個人トロフィー	—	
		・FIM エンデューロヴィンテージワールドカップ	—	
		・FIM ハードエンデューロワールドカップ	16歳	
		・FIM エンデューロヴィンテージウィメンクラブチーム	25歳	
	ラリー	・FIM ユーススーパーエンデューロワールドカップ	14歳	18歳
		・FIM ジュニアエンデューロワールドカップ (ジュニア1及び2)		23歳以下 (世界選手権 開催年の1月1日現在。 及び適切な運転免許証所持者)
		・FIM ジュニアウィメンズエンデューロワールドカップ		23歳以下 (世界選手権開催年の1月1日現在。 及び適切な運転免許証所持者)
		・FIM エンデューロワールドカップ (オープン2ストローク、4ストローク)		適切な運転免許証所持者
		・FIM オープンシニアエンデューロワールドカップ		最低40歳 (開催年の1月1日現在。 及び適切な運転免許証所持者)
	ラリー	・FIM ジュニアハードエンデューロワールドカップ	16歳	
		・FIM ラリーレイドワールドカップ ラリー2、ラリー3、クアド		適切な運転免許証所持者
		・FIM ラリーレイドトロフィー ウィメン		適切な運転免許証所持者
		・FIM ラリーレイドトロフィー クアド		適切な運転免許証所持者
		・FIM ラリーレイドトロフィー ジュニア ラリー2、ラリー3		適切な運転免許証所持者
		・FIM ラリーレイドトロフィー ベテラン		適切な運転免許証所持者で最低45歳
		・FIM ラリーレイドトロフィー SSV		適切な運転免許証所持者
		・FIM バハワールドカップ 450cc/450cc以上 ウィメン、クアド、ジュニア		適切な運転免許証所持者
		・FIM バハワールドカップ ベテラン		適切な運転免許証所持者最低45歳

FIM プライズ	サンドレース	・FIM サンドレースワールドカップ モーターサイクル/ウィメン	18歳	
		・FIM サンドレースワールドカップ ベテラン	38歳	
		・FIM サンドレースワールドカップ ジュニア 125ccまで 2 st	13歳	17歳
		・FIM サンドレースワールドカップ ジュニア 250ccまで 4 st	15歳	17歳
		・FIM サンドレースワールドカップ クアド	18歳	
		・FIM サンドレースワールドカップ クアド ジュニア	15歳	17歳
		・FIM サンドレースワールドカップ SSV	16歳	
	トラックレース	・FIM スピードウェイワールドカップ	16歳	
		・FIM スピードウェイユースゴールドトロフィー	11歳	15歳
		・FIM トラックレースユースゴールドトロフィー	11歳	16歳
		・FIM スピードウェイサイドカーワールドカップ	17歳	
		・FIM ロングトラック アンダー23ワールドカップ	13歳	16歳
		・FIM ウィメンズスピードウェイゴールドトロフィー	16歳	
	Eバイク	・FIM Eバイククロスワールドカップ	10歳	
		・FIM Eバイクエンデューロワールドカップ	14歳	
		・FIM E-エクスプローラーワールドカップ	16歳	開催国の法規または主催国協会規定による
		・FIM EBKワールドカップ	18歳	
		・FIMEスクーターワールドカップ	18歳	
記録挑戦	タイプVII ソーラー/ 電動バイク	・FIM ワールドレコード挑戦 150Kg 以下	16歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 150Kg を超え 300Kg 以下	18歳	
		・FIM ランドスピードワールドレコード	18歳	
		・FIM インターコンチネンタルゲームズ スーパースポーツ 300	16歳	
		・FIM インターコンチネンタルゲームズ スーパースポーツ	18歳	
インターナショナルイベント (国際格式)	サーキットレース	・インターナショナルイベント：125ccまでの2ストローク	12歳	
		・インターナショナルイベント：250ccまでの4ストローク単気筒	12歳	
		・インターナショナルイベント：125cc以上の2ストローク 250cc以上の4ストローク	12歳	
		・インターナショナルヒルクライムレース	16歳	
		・インターナショナルドラッグレース	16歳	
	モトクロス	・インターナショナルイベント 85cc クラス	12歳	
		・インターナショナルイベント 125cc 及び 250cc クラス	15歳	
		・インターナショナルイベント 500cc クラス	15歳	
		・サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：ライダー	16歳	
		・サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：バッセンジャー	16歳	
		・インターナショナルスーパークロスイベント	15歳	
		・インターナショナルスノークロスイベント	16歳	
	トライアル	・インターナショナルフリースタイルモトクロス	15歳	
		・インターナショナルスーパーモトレース	15歳	
		・インターナショナルインドアトライアル	12歳	
		・インターナショナルルートライアル (大会特別規則には年齢規制及び運転免許証所持の必要性について明文化されていなければならない)	12歳	
インターナショナルイベント (国際格式)	クロスカントリー ラリー及びパハ	・インターナショナルクロスカントリー ラリー	適切な運転免許証所持者	
		・インターナショナルスピードウェイ	16歳	
	トラックレース	・インターナショナルスピードウェイリーグ大会	16歳	
		・インターナショナルアイスレース	16歳	
		・インターナショナルロング & グラストラックレース	16歳	
		・インターナショナルモトボールイベント	16歳	
	Eバイク	・Eバイク クロス	10歳	
		・Eバイク エンデューロ	14歳	

※すべてのインターナショナルライセンスの取得可能最高年齢は55歳となる年の年末までとする（これを超えた場合は別途審査が必要）。

FIMライセンス・FIMコンチネンタル（アジア）ライセンス

下記は2025年12月10日現在のものです。変更される場合がありますのでご注意ください。

FIMライセンスは、FIMに登録された大会のみ発行対象となる。

【ライセンス申請資格】

MFJライセンス会員 競技ライセンス以上であること（エンジョイライセンスは含まない）

・FIMライセンス年間取得→MFJ競技ライセンス 國際資格以上

・FIMライセンス1大会取得→MFJ競技ライセンス資格以上

・FIMコンチネンタルライセンス年間・1大会→MFJ競技ライセンス資格以上

■FIMライセンス申請方法 ※申請必要箇所を確認（ライセンス料・IMN.No/NMFP.No）

【申請の流れ】 ※必要添付書類は申請フォーム内に画像

1. FIMライセンス申請フォームにて申請（保険誓約書／傷害保険書／住民票／診断書の添付） 申請者

2. 申請受理 MFJ

3. 申請料のお支払い 申請者 → MFJ

4. ライセンス発行手続き MFJ → FIM

5. 申請者へドキュメント3通の送付 FIM → 申請者

6. 署名後返信 申請者 → FIM

7. PDFファイルにてライセンス送付 FIM → 申請者

8. PDFファイル・QRコードの保管 申請者

申請前に予めご準備頂くもの

1. 保険誓約書（署名および捺印済のもの）の画像イメージ ※保険誓約書は書式ダウンロード

保険契約窓口がホンダ開発株式会社様の場合は提出不要。

2. 傷害保険証書の画像イメージ ※申請には最低限1契約分が必要となる。申請時点で契約が完了していない保険がある場合は、契約締結後すみやかに申請フォームより提出すること。

3. 住民票の画像イメージ（大会開催日より6ヶ月以内）年間ライセンス申請者のみ提出が必要。

4. 診断書（人間ドックの診断結果や医師のサインがある診断書 ※前年以降のもの）

当該年に50歳以上となる申請者のみ要提出。

【必要提出書類】

年間ライセンス 海外傷害保険証書（レース対応） 住民票（大会日より6ヶ月以内のもの）

1大会ライセンス 海外傷害保険証書（レース対応）

ラリーライセンス 海外傷害保険証書（レース対応） Medical Examination Form

全ライセンス申請者 MFJ推奨保険以外の場合 保険誓約書（ホームページよりダウンロード）

※MFJ推奨保険とは：ホンダ開発(株)レース対応保険（申請フォームに画像添付すること）

全FIMライセンス申請者 当該年に50歳以上となる場合、健康診断書が必要となる

■傷害保険について

FIMライセンスを取得するには、予めレースに対応した傷害保険の加入が義務付けられている。

免除対象：MotoGP参加者および日本国内で開催される世界選手権・コンチネンタル選手権の場合、

MFJライセンス資格者の保険書類提出が免除される。

■注意事項

1. メールアドレスについて

メールアドレスは、申請者ごとに固有のメールアドレスが必要となる。同じメールアドレスを複数名で使用することはできない。また、FIMからの連絡先メールアドレスとなるため、メールの受取が可能な状態であることを確認すること。

2. 氏名・チーム名 名称誤りについて

いったん手続きを行ったライセンスの修正（ローマ字表記等）はできない。

新たに再手続きが必要となる。

■ロードレース特別審査申請方法

MFJ ロードレースジュニア・フレッシュマン・国内資格者がFIM ライセンス年間を取得する場合、特別審査申請を要する

【必要添付書類】 前年もしくは当該年度の成績証明（リザルト）

参加する Team または参加シリーズプロモーターからの参加招聘証明

【スポーツ国籍の移籍】

スポーツ国籍とは、所持するライセンス国籍を指す。

■スポーツ国籍移籍申請方法（MFJ ホームページ/FIM ライセンス申請方法）

1. スポーツ国籍移籍申請フォームにて申請

2. MFJ にて申請受理後、移籍国協会あてへの移籍許可書作成

3. 申請者へ移籍許可書をメール（PDF）配信

4. 移籍手数料 4400円（税込・手数料含む）

移籍は年に一度のみ許可される。※原則的には1月1日から12月31日までの期間

同年度中にMFJ ライセンスの再発行は認められない。

翌年にMFJ ライセンス取得の場合は、相手国（移籍）協会よりMFJ ライセンス取得のための移籍許可書が必要となる。現地（移籍先国）でライセンスを取得する際は、移籍先国の協会へ移籍許可書を提出すること。ただし、**移籍先国協会の規則により移籍が認められない場合もある。**

その場合でも、申請料の返金は行わない。

例）1月2日にMFJ から他国へ移籍した場合、再度 MFJ ライセンスを取得できるのは、翌年1月1日からとなる。

■傷害保険確認証明書申請方法（MFJ ホームページ/FIM ライセンス申請方法）

1. 傷害保険確認証明書フォームにて申請

2. MFJ にて申請受理後、参加国協会あてへの傷害保険確認証明書作成

3. 申請者へ証明書をメール（PDF）配信

4. 証明発行手数料 4400円（税込・手数料含む）

※「確認証明書」とは、協会（MFJ）がFIM に大会登録のない競技会に参加や出走を許可するものではない。申請者がレース参加に必要な保険（レース対応保険）に加入していることを確認した旨を示す。

FIM ライセンス申請料について

申請料はMFJ ホームページよりご確認の上、申請後銀行振込によりすみやかに送金すること。

FIM ライセンス料金は、レート換算により隨時変更となる場合がある。

ロードレース特別審査料 **6050円（税込・手数料含む）**

スポーツ国籍移籍状料 **4400円（税込・手数料含む）**

傷害保険加入確認証明料 4400円（税込・手数料含む）

振込先

三井住友銀行築地支店

普通 6393858

名義：一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

カナ：ザイ）ニホンモーターサイクルスポーツキヨウカイ

・振込み手数料は、申請者負担となる。

・振込み名義人、氏名の前にFIM と入力。

MFJ国内競技規則 2026

第3章 競技会

18 競技参加者

- 18-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 18-1-1 ライダー
- 18-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイライセンスを受け、スポーツ安全保険の適用期間内で参加申請した者（ライセンス効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な年齢・身体的条件を備えていること。
- 18-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 18-1-1-3 **競技ライセンス申請時に未成年（満18歳未満の者）で、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑登録証明書原本添付）を提出した者。ただし、エンジョイライセンスは本承諾書の提出を求めない。**
- 18-1-2 ピットクルー
- 18-1-2-1 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを受けてスポーツ安全保険の適用期間内でピットクルーとして参加申請をした者。
- 18-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 18-1-3 エントラント
- 18-1-3-1 エントラントとは、競技参加申請を行った、以下のいずれかの資格を持つ個人または団体をいう。
- 18-1-3-2 MFJ会員ライセンス所持者
- 18-1-3-3 MFJ公認クラブ（付則28MFJ公認クラブ等の名称に関する規定参照）
- 18-1-3-4 MFJ特別ライセンスを所有している車両メーカー
- 18-1-3-5 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- 18-1-4 エントラント資格を有し、エントリー用紙やWEBエントリーにて参加申請をすることにより、MFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。
- 18-1-4-1 全日本ロードレース選手権は、別に定めるエントラントライセンス取得者にのみ資格が与えられる。
- 18-2 主催者および競技役員は、競技会当日隨時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびピットクルーの資格要件を確かめることができ、本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

19 競技参加者の適合性

- 19-1 ライダーは常にマシンを安全にコントロールでき、かつ各ポストからの指示（フラッグおよびボード）を確認し的確に判断できる健康状態でなければならない。安全にマシンをコントロールできない状態、または的確な判断や確認ができない健康状態であると大会審査委員会から判断された場合は、本人または他のライダーに危険を及ぼすことを理由に、当該レース（ウイーク）の出走は認められない。対象ライダー（またはチーム監督）には、当該大会の事務局（内容は担当メディカルドクターから指示）から次大会出場のための処方指示を記載した通告書が渡される。対象ライダーおよびチーム監督は、対象ライダーが出場する次大会まで（次大会受付時）に、通告書に従った処置（必要により診断書の提出）を行なわなければならない。
- 19-2 競技中受傷した場合、走行復帰に際しては大会医師または大会医師不在の場合は大会審査委員会の許可

を得なければ出走できない。

- 19-3 競技中の転倒等により意識を失った場合、また意識があっても脳震盪と認められる場合、当該大会での出走は認められない（各種目規則参照）。
- 19-4 熱中症の症状が認められる場合、出走は認められない。
- 19-5 競技参加前に負傷している場合（以前の大会での負傷が完治していない）、主治医または大会医師のチェックを受け、大会審査委員会より出走の許可を得なければならない。

20 競技参加者の遵守事項

- 20-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
- 20-1-1 競技会の会場においては、誰に対してもモーターサイクルスポーツのイメージを損なわないよう、言動や服装に配慮しなければならない。
- 20-1-1-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 20-1-1-2 差別的な発言や他者を貶めるような発言は慎まなければならない。
- 20-1-1-3 人種や性差別等、不適切なメッセージや表現の書かれた衣服を着用しない。
- 20-1-1-4 刺青（タトゥー）を露出することは慎まなければならない。
- 20-1-2 MFJ国内競技規則および、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 20-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則ならびにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 20-1-4 MFJ国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 20-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 20-1-6 別途定める付則2 MFJアンチ・ドーピング規則を遵守すること。
- 20-1-7 競技会中は、有効なライセンスを携帯していなければならない。
- 20-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。
- この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 20-1-9 競技期間中にけがをした場合は、程度にかかわらず必ず医務室を受診するか、競技期間中に大会事務局に通達し、負傷の記録を残さなければならない。負傷者名簿に氏名がない場合、保険金の請求はできない。
- 20-1-10 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 20-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 20-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 20-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 20-2-2-1 競技中（公式練習も含む）、他の選手に対して言葉やジェスチャーによる威嚇行動も妨害と見なし、このような言動をとった場合、罰則の対象とされる。
- 20-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 20-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けはならない。
- 20-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 20-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にいる間は、MFJ公認ヘルメットを装着しなければならない。
- 20-2-7 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し大会ドクターもしくは指定医師による診断を受けさせ、

競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

21 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得る、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接車両の調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のこととに注意しなければならない。

22 ライダーの装備 (MFJ公認ヘルメットおよびレーシングスーツ)

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 22-1 ヘルメット
- 22-1-1 競技に使用するヘルメットはMFJ公認ヘルメットでなければならない。
- 22-1-2 MFJの公認ヘルメットには、MFJ公認マークが貼付されている。

※MFJ公認マーク 〈2022規格〉



予告事項：旧規格「使用期限 2026年12月31日」のヘルメットおよび製造後10年が経過したヘルメットは2027年から使用できなくなる。

※公認マーク規格および使用期限については、卷末ページを確認ください。

- 22-1-3 MFJが公認するヘルメットは、各競技種目別細則により定める。
- 22-1-4 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用が禁止される。
- 22-1-5 MFJ公認競技会および国際格式競技会にFIMライセンスで参加する選手のヘルメットは、以下のいずれかの安全基準を満たすヘルメットの使用が許可される。

対象	規格(いずれかの規格を満たすもの)
FIMライセンス所持者	MFJ公認規格、FIM規格(FRHPhe-02)、ECE22.06、SNELL M2015/M2020/2025、DOT

- 22-2 服装
- 22-2-1 MFJが公認したレーシングスーツには、MFJ公認マークが貼付されている。

※MFJレーシングスーツ公認マーク 〈2022規格〉



予告事項：旧規格「使用期限 2026年12月31日」のレーシングスーツは2027年から使用できなくなる。

※公認マーク規格および使用期限については、卷末ページを確認ください。

- 22-2-2 ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、運転を妨げないものでなくてはならない。
- 22-2-3 その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 22-3 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

23 出場車両

- 23-1 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 23-2 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。
- 23-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 23-4 本規則に基づき改造・変更を行う場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行うものとする。
- 23-5 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。

24 燃料およびオイル

- 24-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 24-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 24-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 24-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 24-2-3 ガソリンおよびオイルを保管する容器とその取扱いは、消防法に適合していること。
- 24-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

25 競技出場の申込み

- 25-1 競技会への出場の申込みは、次のとおりとする。
- 25-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時に当該ライセンスを取得していること）。
- 25-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
(a) 銘柄 (b) 車名 (c) 年式 (d) フレーム打刻型式頭番号 (e) エンジン打刻型式頭番号
参加受理書発送後（※モトクロスは車両検査終了後）、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続きを行わなければならない（車両変更手数料が必要）。
- 25-1-3 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 25-1-4 申込み期間、申込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 25-2 競技出走者数または出場申込者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申込者数が10名に満たない場合は、当該クラスを中止する場合がある。

26 出場料

- 26-1 エントラントまたはライダーは、出場申込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 26-2 いったん主催者に受理された出場料は、**30 競技会の延期および中止等**に合致する以外は払い戻されない。

27 ライダーおよび車両の変更

- 27-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 27-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要が生じた場合は、所定の書式に従つ

て車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は5,500円（税込）とする。

- 27-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームおよびエンジンなどを交換する必要が生じた場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。
- 27-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 27-2-3 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則 **12** 出場車両ならびにマーキング部品の変更が適用される。

28 車両検査

- 28-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 28-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 28-3 ライダーが車両仕様申告を行う場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 28-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

29 競 技

- 29-1 出場者数が多い場合は、予選によって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 29-2 スタートの方法は各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 29-3 競技中競技役員が公式シグナル（合図旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 29-4 公式シグナル（合図旗）とその意味については、各競技種目別細則による。
- 29-5 停止
- 29-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 29-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員の指示による場合はこの限りではない。
- 29-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 29-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員の管理下におかなければならない。ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 29-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 29-7 競技の終了
- 競技の終了は、チェック旗によりトップ走者がゴールしたのち、各競技種目別細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点または行為により示される。

30 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

31 賞典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

32 レース後の車両検査

- 32-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 32-1-1 モトクロス、スーパー Moto の車両保管時間は20分間とする。
※付則15 モトクロス競技規則 [29 レース後の車両検査](#)、付則16 全日本モトクロス選手権大会特別規則
[23 レース後の車両検査参照](#)
付則25 スーパーモト競技規則 [34 レース終了後の車両保管と再検査参照](#)
- 32-2 その他、各競技種目別細則ならびに大会特別規則による。

33 競技結果および記録の公表

- 33-1 競技終了後、暫定結果を公表する。
- 33-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後、**各種目で定める時間以降に**公表される。
- 33-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

34 競技結果の不可逆性

競技役員はその職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の誤認/誤審により不利益を被った場合においても、進行中のレースを中断し再レースすることはできない。

また、再現性がないことから競技結果を変更することはできない。競技運営の過失に対しては大会審査委員会より運営側に罰則が与えられる。

35 公式得点（ポイント）

公認競技会における成績により、公式に与えられる得点（ポイント）は、付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則 [4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）](#) のとおりとする。

36 競技会の延期および中止等

- 36-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 36-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行う。
- 36-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならぬ。
- 36-4 原則として中止されたレースの再レースは行われない。
- 36-5 レースの短縮および打ち切り
※下記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。
- 36-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 36-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする（ただし、モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- 36-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮するこ

とができる。

36-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点（ポイント）は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）とする。

36-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行い、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。

36-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り

36-5-2-1 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が定められた周回数、時間、セクション数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合（モトクロスの場合+1周は考慮しない）。

(a) ロードレース：

- ・走行が2周以下=中止・ノーポイント（予選を行った場合は、予選結果にて1/2（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントを与える）
- ・走行が3周以上=再スタートが不可能な場合は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントでレース完了とする。

(b) モトクロス：

- ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3未満でレース中断の場合：再スタートが不可能な場合は、ノーポイント。
- ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3以上2/3未満でレース中断の場合：レースは成立とし、ポイントは通常の1/2ポイントが与えられる。

※再スタートの場合のスタート方法は、付則15 モトクロス競技規則 [26 赤旗の提示と再スタートの方法](#) 参照

(c) トライアル：

- ・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%未満のクラス=中止・ノーポイント

- ・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%以上のクラス=半分のポイント

(d) その他：

大会特別規則による

36-6 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。

※2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。

36-7 競技の中止と出場料等の返却は、下表のとおりとする。参加者はその他的一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事例	出場料
予選が1回も行なわれず中止	選手受付した全員に返却
予選は行なわれ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却
決勝スタートが行なわれたのち中止	返却しない

※事務手数料（振込手数料含む）を差し引いて返却される。

36-8 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。

37 損害に対する責任

37-1 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。

大会主催者は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台あたり110,000円（税込）を最高限度額として、その所有者に補償する。

37-2 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。

37-3 競技役員は、その職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

38 ライダーの健康に関するガイドライン

- 38-1 疾病および傷害からの競技復帰に関して
- ・疾病および傷害から復帰するに際しては医療機関（会場のメディカルセンター含む）にて担当医師にレース復帰について確認をとること。
 - ・次大会の競技前にメディカルチェックを受ける、または医師の診断書の持参を要求する場合がある。
- 38-2 脳震盪について
- 脳震盪は頭部への直接または間接的な衝撃によって起こる脳機能障害であり、特に短期間に二度の脳震盪を起こすことは非常に重大な障害をもたらす恐れがある。また、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす恐れがあることから、脳震盪が疑われる場合、医療機関で受診しなければならない。
- 38-3 热中症について
- ・熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称。
 - ・スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものであるものの、予防に関する知識が十分に普及していないこともあり、熱中症による重大事故が発生した例もあり、とくにこの数年、猛暑の夏が続き熱中症の危険性も高くなっていることから特に注意すること。
 - ・予防の例としてはレース前にスポーツドリンク（0.1%～0.2%の塩分が含まれたもの）を250ml～500ml補給する。詳しくは日本スポーツ協会のホームページ(<https://www.japan-sports.or.jp/>)を参照。
- 38-4 メディカルパスポート
- ライダーおよびチームは競技参加ライダーの健康状態を把握するためのメディカルパスポートの記入および管理を行い、メディカルドクターにいつでも提出できるように、常に携帯しなければならない。
- メディカルパスポートは、参加受付またはライダーズブリーフィング時のどちらかで、大会事務局による携帯（記入済み）の確認（メディカルパスポートの提示）が行われ、携帯が確認できないライダーについては、競技への参加が拒否される場合がある。
- ※メディカルパスポートの原紙はMFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]よりダウンロードして使用。

39 競技役員に関する規定

- 競技役員の権限と責任は以下の通りである。**
- 39-1 競技役員としての姿勢とふるまい
- 競技役員は、競技を構成する重要な一員として、審判の責務を担い、公正かつ安全な競技運営に寄与する立場である。
- そのため、言動・行動・服装において節度を保ち、競技の品位を損なわないよう努めなければならない。
- また、自らの判断が競技の進行に影響を与えることを認識し、冷静かつ的確な対応を心がけるものとする。
- 39-2 競技運営の基本
- 競技運営の基本は、競技の公正・公平・安全・秩序を維持することである。
- 競技役員は、国内競技規則および関連ルールを遵守し、公正かつ安全な競技運営を確保する責務を負う。
- そのため、諸規則に精通し、コース現場における状況に対して、知識に基づく正しい判断をもって適切な措置を講じなければならない。
- 39-3 緊急事態への対応
- 競技役員は、競技中に緊急事態が発生した場合、直ちに対応措置を講じることができるよう、事前にその内容を確認・理解しておかなければならない。
- また、指定された職務または配置されたポストにおいて、他の役員との役割分担や連携体制についても十分に確認しておくものとする。
- 39-4 公平性の堅持
- 競技役員は、スポーツマンとしての誇りを堅持し、特定の企業、団体または個人に対して、有利または

不利益となる取り扱いをしてはならない。

常に公平・中立な立場を保持し、競技の信頼性と品位を損なうことのないよう努めるものとする。

39-5

活動種目の制限

競技役員は、原則として自身が所持する競技役員ライセンスに記載された種目に限り、競技役員としての活動を行うことができる。

39-6

特例競技役員制度

MFJの公認・承認する競技会において、競技役員の確保が困難な場合に限り、種目に合致した競技役員ライセンスを所持していない者でも、競技役員の役務を担うことができる。ただし、その役務はライセンスの種別により担える役務が制限される。実務ポイントも付与されない場合がある。

39-6-1

特例競技役員制度の適用条件

39-6-1-1

以下のいずれかのライセンスを所持していること。

①競技役員ライセンス（明記されている種目以外の役務）

②競技ライセンス（エンジョイライセンスを除く）

③ピットクルーライセンス

39-6-1-2

以下のすべての項目を満たしていること。

①年齢が満18歳以上であること。（当該競技会開催日時点）

②自身が参加者として出場していない競技会であること。

③当該種目のフラッグ等、基礎的な競技役員業務の講習を事前に受講していること。

39-6-2

特例競技役員制度により付与される資格と役務

ライセンスの種別により担える役務は異なる。その役務は以下の通りとする。

①競技役員ライセンス（明記された種目以外の競技会）

②競技ライセンス（エンジョイライセンスを除く）／ピットクルーライセンス

		審査委員長	審査委員	競技監督	各役務（長服）	ポスト長/オブザーバー	各役務一般	事務局長	事務局
特例競技役員 39-6-2①	GP	—	—	—	—	—	○	—	○
	全日本	—	—	—	—	—	○	—	○
	地方	—	—	—	○	—	○	○	○
	承認	—	○	—	○	—	○	○	○
特例競技役員 39-6-2②	GP	—	—	—	—	—	○	—	○
	全日本	—	—	—	—	—	○	—	○
	地方	—	—	—	—	—	○	—	○
	承認	—	—	—	—	—	○	—	○

39-7

MFJライセンスを所持していない「補助員」

39-7-1

以下の条件の場合、「補助員」として役務を行うことができる。年齢が満18歳以上（当該競技会開催日時点）であること。

39-7-2

「補助員」は、「判定に携わる役務」や「危険度の高い場所で行う役務」を担うことは出来ない。

補助員が担えない役務は以下の通りとし、それ以外の役務を補助員が務めることができる。

①ロードレース（担えない役務）

- ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
- ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）
- ・ポスト（ポスト長およびコースに出る役務）
- ・進行員（コース、ピットレーンに入る役務）
- ・救護員（コースに入る役務）

②モトクロス/スノークロス/スーパーMOT/エンデューロ（担えない役務）

- ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長

- ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）
- ・コースオフィシャル
- ・進行員（スタートエリアの中に入る役務）
- ・救護員（コースに入る役務）
- ・マーシャル（車両に乗りコースを走行する役務）
- ③トライアル（担えない役務）
 - ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長（例：車検長/副車検長）
 - ・セクション審判員（オブザーバー）
 - ・進行員

40 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

41 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日から施行する。

MFJ国内競技規則 2026

第4章 MFJ裁定規則

42 原則

MFJ会員（ライセンス会員、エンジョイ会員、公認クラブ、特別会員、賛助会員、地区スポーツ部会をいう。以下同様）および当該競技会に直接関与する者（ライダー、エントラント、主催者、競技役員、プロモーターをいう。以下同様）が、MFJ国内競技規則、大会特別規則その他MFJが定める諸規則にのべられた義務に違反し、またはモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行なった場合、本規則に述べられた罰則の対象となる。

43 裁定組織の構成・役割・権限

- 43-1 大会審査委員会
- 43-1-1 大会審査委員会は競技会開催期間に起こった違反行為、抗議に対する審理権を有し裁定を下す唯一の機関であり、下記の場合に自らの職権でまたは競技役員の要請に応じてペナルティーを科すことができる。
- ・競技会期間中に、MFJ国内競技規則、大会特別規則または大会競技役員の与えた指示に反する行動または行為を行なった場合
 - ・競技会期間中の不正行為、暴力行為または当該大会もしくはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合
 - ・競技運営に関して、当該競技役員、大会主催者に重大な瑕疵があった場合
- 43-1-2 大会審査委員会の委員は、競技役員資格のある者のなかから大会格式によりMFJ、MFJ地区スポーツ部会または大会主催者が任命する。
- 43-1-3 大会期間中における本規則または大会特別規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会の権限により以下の罰則を科すことができる。

罰則	内容
訓戒	文書による注意……始末書提出。
罰金	500,000円以下の罰金（不課税）
競技結果に影響する罰則	タイム／ポイント／周回数の加算または減算。 順位の変更／ライドスルーペナルティー／ ストップ＆ゴーペナルティー
失格	競技会および競技結果の除外。

- 43-1-4 特定の違反に関するペナルティーの詳細は、各競技種目別細則または大会特別規則に明記するものとする。
- 43-1-5 違反の状況に応じて、一人の違反者に複数の罰則を科すこともできる。
- 43-1-6 大会審査委員会は、大会審査委員会が科す権限のある罰則よりも重い罰則を科すことが相当と認めたときには、国内規律裁定委員会に違反事実を報告し審議依頼することができる。
- 43-2 国内規律裁定委員会
- 43-2-1 国内規律裁定委員会（以下「裁定委」という。）は、大会審査委員会の決定を不服とする「控訴」、大会審査委員会からの「審議依頼」および競技関係者間の紛争・疑義に関する「提訴」に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。
- また、「裁定委」はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モータ

ーサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審議し、裁定を下すことができる。

43-2-2 「裁定委」は、ガソリン等燃料・タイヤ等の分析結果に基づく罰則を裁定する。

43-2-3 「裁定委」は、競技会期間中、期間外を問わず、MFJ会員が反社会的行為またはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合、会員資格の停止、剥奪等の裁定を下す権限を有する。

43-2-4 「裁定委」の委員は、原則として当該種目委員会委員長、副委員長（1名）、中央スポーツ委員会委員（1名）、会長が指名する有識者（1名）の中から3名で構成し、会長が任命する。

ただし、当該大会審査委員長や大会審査委員が上記候補者にあたる場合は別の委員を任命する。

43-2-5 「裁定委」は以下の罰則を科すことができる。また、違反の状況に応じて、複数の罰則を科すこともできる。

罰則	内容
訓戒	文書による注意……始末書提出。
罰金	10,000,000円以下の罰金（不課税）
タイムおよび／あるいはポイントペナルティーまたはタイムの削除	結果に影響を及ぼすタイムまたはポイントの加算または削除。
順位の降格	競技結果の順位の引下げ。
失格	プラクティス、レースまたはそのすべてで得たりザルトの失効。なお、違反の種類によっては、自動的に失格となることもある。
選手権ポイントの剥奪	選手権ポイントの剥奪。
資格停止	特定期間において、MFJの会員であることによって生じるすべての権利を失うことまたはMFJの管轄下で行われる活動への参加を禁止されること。 本罰則の適用に関しては、適用期間を最高2年間までとする。 ※資格停止中でも競技会にエントリーすることはできる。ただし当該大会時にはその停止期間は終了していかなければならない。
資格剥奪	MFJの管轄下で行なわれるすべての活動に参加する権利を最終的、かつ完全に失うこと。

43-2-6 ライセンス資格および出場停止の罰則は、大会審査委員会の審議依頼に基づき、「裁定委」によって裁定され、30日以内に通告される。

43-2-7 製造者（供給者）への罰則

公認車両、公認部品、用品、公認タイヤ等にて申請者が公認申請と異なる製品を供給し、その違反が立証された場合、「裁定委」にて審議され、当該申請者の資格停止および公認の抹消または10,000,000円（不課税）以下の罰金を科すものとする。

43-3 中央審査委員会

43-3-1 中央審査委員会は、「裁定委」の裁定を不服とする上告に関して審理権を有し、裁定を下す唯一の機関である。

また、中央審査委員会はMFJ会員および当該競技に直接関与する者の反社会的行為や犯罪行為その他モーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為について、告発等がなくても自らの権限で審議し、裁定を下すことができる。

43-3-2 中央審査委員会の科すことのできる罰則は、43-2-5項に述べる「裁定委」の科す事のできる罰則範囲と同一とする。

43-3-3 中央審査委員会は、定款に基づき理事会の決議により設置され、会長により任命された委員3名により構成される。欠員がある場合は、会長が別途任命する。

中央審査委員会の裁定を最終とする。

43-3-5 中央審査委員会の裁定に対して、通常の裁判所へ申し立てすることはできない。

これに関する不服申し立ては、スポーツ関係の仲裁機関に行なうものとする。

44 競技会における大会審査委員会への抗議

- 44-1 抗議の手順
- 44-1-1 競技会において当該クラスの暫定結果発表後30分以内に、その暫定結果に関して疑義がある場合、抗議を出すことができる。
 ※モトクロス、トライアル、スーパーMotoは暫定結果発表後20分以内とする。
 ※エンデューロは、付則23 エンデューロ競技規則 [39](#) 抗議参照
- 44-1-2 競技監督、スタート／フィニッシュ役員、セクション審判員等の競技役員の下した判定に対する抗議はできない。抗議が認められない裁定については、各競技種目別細則に明記される。
- 44-1-3 抗議することができる当事者（以下「抗議者」という）は、当該クラスのライダー、エントラント代表者のみとする。
- 44-1-4 抗議者は、大会事務局に準備されている抗議書に1項目ごとに抗議保証金を添えて提出しなければならない。
- 44-1-5 抗議保証金は1項目につき下記とする。

競技会	抗議保証金
国際・準国際競技会：全日本選手権（ロードレース、モトクロス、トライアル）、 地方選手権（※1）	88,000円（税込）
国内格式競技会：全日本選手権（スーパーMoto、エンデューロ、スノークロス）、 地方選手権（※2）	33,000円（税込）
承認競技会	11,000円（税込）

※1 地方選手権（国際格式）

※2 地方選手権（国内格式）

ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は110,000円（税込）とする。

- 44-1-6 正式な手続により提出された抗議書のみが受けられ、大会審査委員会にて審議裁定される。
- 44-2 大会審査委員会の裁定手順
- 44-2-1 事実確認
 違反行為の事実確認のため、当該競技役員の証言、証拠となる資料（ラップチャート、映像等）を収集し確認する。
- 44-2-2 聴聞
 抗議者、被抗議者、その他大会審査委員会が必要と認める証人等から事情を聴聞する。
- 44-2-3 裁定
 ・事実確認と聴聞の内容を基に、委員の合議の上で裁定を行なう。
 ・大会審査委員の意見が分かれた場合、過半数をもって決することとする。
- 44-2-4 裁定結果の通告
 裁定結果は抗議者に直接通告し、その内容を説明する。説明を始める前に時間を定め（通常5分程度）通告する。
 抗議者は、裁定結果の通告書に受領の署名をしなければならない。
- 44-2-5 大会審査委員会が下した裁定に対しては、以下に定める控訴のほか、一切抗議することはできない。

45 国内規律裁定委員会への控訴・審議依頼・提訴

- 45-1 控訴
 当該競技会に直接関与する者は、大会審査委員会の裁定に対し、「裁定委」に控訴する権利を有する。
 控訴は、当該ライダーへの裁定結果通告時刻より1時間以内に、「裁定委」宛てに控訴する意思を示す文書に控訴保証金を添えて、当該大会審査委員会を通じ提出しなければならない。

- 45-1-2 上記控訴の理由を示す文書については、前項の控訴意思表示および控訴保証金の納付を行ったことを条件に、当該日より5日以内に直接MFJ事務局に提出することができる。
※提出期限の日数計算は起点の日は含まず、次の日から期限日の24時までをいう（以下の期限の記載も同様）。
- 45-1-3 控訴保証金は110,000円（税込）とする。
- 45-2 審議依頼
当該大会審査委員会は、「裁定委」に対し、大会審査委員会が科す権限のある罰則より重い罰則を、当該違反事実の報告とともに審議依頼する権利を有する。
- 45-2-1 審議依頼は、最終審査委員会終了後5日以内に、直接MFJ事務局に提出することができる。
- 45-2-2 審議依頼に保証金は必要としない。
- 45-3 提訴
当該競技会の大会審査委員会が解散した後、当該競技会に直接関与する者は、その関係者間の紛争・疑惑を「裁定委」に提訴する権利を有する。
- 45-3-2 提訴の期限は、当該大会審査委員会が解散した後3日以内に提訴の理由を示す文書に提訴保証金を添えて、MFJ事務局に提出しなければならない。
- 45-3-3 提訴保証金は220,000円（税込）とする。

46 中央審査委員会への上告

- 46-1 「裁定委」の裁定を不服として上告する場合は、裁定通知を受けた日から5日以内に、上告意思を示す文書に上告保証金を添えて、MFJ事務局に提出しなければならない。
- 46-2 上告保証金は220,000円（税込）とする。

47 申立てが受理されるための手続（規律裁定委員会・中央審査委員会共通）

- ※以下文中の「裁定委」への控訴、審議依頼、提訴、中央審査委員会への上告を総称し「申立て」と記す
- 47-1 特段の定めがある場合を除き、期日までに「申立て」の理由を記した文書と保証金がMFJ事務局に提出されなければならない。
- 47-2 理由書には「申立て」の理由が的確に述べられていなければならない。理由書は郵送、電子メール、FAXの手段で送付することができる。
- 47-3 申立人は、MFJに対し、理由書が提出されてから10日以内に、その「申立て」に関して資料等を添えた詳細な説明文書を提出することができる。

48 裁定機関（規律裁定委員会・中央審査委員会）の手順

- 48-1 「申立て」がMFJ事務局に提出されてから原則として15日以内に、裁定機関は関係者を招集し、聴聞する。また、証人を必要と認めた場合は、証人を呼び出し、その証言を求め、充分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 48-2 裁定機関に招集された者は、代理人として弁護士に依頼する権利を持つ。ただし、弁護士の依頼をMFJを通じて他の当事者に通知されなければ、裁定機関はこれに異議を申し立て手続を中断することができる。
- 48-3 招集を要請された者が欠席した場合は、発言機会を放棄したものと見なされる。
- 48-4 裁定機関は、聴聞に関して、電話や電子メール、リモートツールなどを用いて行なうこともできる。ただし、上記方法は、緊急の場合を除き、原則として関係者全員が同意した場合に限られる。
- 48-5 裁定機関が特別の決定を出した場合は、聴聞は公開されるものとする。
- 48-6 当事者が外国語を用いることを希望する場合は、その当事者が必要とする通訳を用意し、自ら費用を負担する。

- 48-7 当事者の聴聞には本人が出席するものとする。ただし、代理人として弁護士も同席することができるものとする。本人が欠席した場合には、その「申立て」が却下される場合があるほか、聴聞のための費用は申立人が負担する。
- 48-8 各当事者は、独自に証人を呼び出しましたは同行させるなどして、証人を出席させ証言させることができる。上記の場合の費用は、その当事者の自己負担とする。
ただし、証人は知り得た事実を述べることはできるが、意見を述べてはならない。
- 48-9 裁定機関は、必要に応じて専門家を招集してその意見を聴くことができる。
- 48-10 裁定機関の決定は、すべて非公開による合議の上で過半数の採決にて行なわれる。棄権は認められない。
- 48-11 裁定機関の決定は、当事者に直接文書で通達される。これができるない場合には書留で関係者全員に郵送される。
裁定機関が認めた場合、電子メールにて文書添付を併用することができる。
上記文書通達を受ける当事者には、各下部裁定機関も含むものとする。
- 48-12 裁定結果の通知には、裁定の理由が述べられていないなければならない。
- 48-13 裁定機関の裁定結果の要旨は、当事者への通達後速やかにMFJのホームページに公示される。
- 48-14 裁定機関が決定を出すのに要した費用は、その裁定機関の委員長により査定され、敗訴側に請求される。
ただし、裁定機関が別の決定を下した場合はこの限りではない。
- 48-15 最終決定となった罰金、費用が裁定通知日より30日以内に支払われなかった場合は、支払義務者は自動的にMFJでのすべての活動を停止させられる。かかる活動停止は、その支払が完納されるまで続くものとする。

49 懲罰基準

国内競技規則に明記される違反行為の他、スポーツマンシップに反する行為、暴力行為などには以下の懲罰基準を設ける。国内規律裁定委員会および中央審査委員会が行為の輕重に応じて裁定する。

※大会審査委員会は、下記該当行為に関し、与えられた権限内の罰則を科した上で、さらに裁定委に対しより重い罰則を科すよう事実報告および審議依頼ができる。

懲罰に該当する行為	罰則
・選手などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 ・主催者、競技役員、係員などに対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為 ・観客、関係者に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為	資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：1,000,000円以下（不課税） ②エントラント・団体に対して：3,000,000円以下（不課税）
MFJ、審査委員会、組織委員会に対する暴言、暴行、脅迫、威圧行為	資格停止（2年以内） 罰金： ①ライダー個人に対して：2,000,000円以下（不課税） ②エントラント・団体に対して：3,000,000円以下（不課税）
MFJ会員である団体が重大な不正行為を行った場合	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：10,000,000円以下（不課税）
相手に傷害を負わせる重大な暴力行為	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：10,000,000円以下（不課税）
重大な刑法上の犯罪により処罰された者	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：10,000,000円以下（不課税）
上記のほかモーターサイクルスポーツの管理、普及振興、競技の安全と公正および秩序の保持を害する行為を行った場合	資格停止（2年以内） 資格剥奪 罰金：10,000,000円以下（不課税）

※違反の状況に応じて、複数の罰則科すこと（併科）もできるものとする。

※MFJ会員および当該競技会に直接関与する者を対象とする。

50 本規則の施行

本規則は2026年1月1日から施行する。

MFJ国内競技規則 2026

付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

1 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2026年度昇格ポイント対象期間

2026年度の昇格ポイント対象期間は2026年1月1日から2026年11月30日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2027年1月1日からとする。

昇格ポイント対象期間が変更される場合は、各選手権ごとに公示される。

3 昇格、降格の種類と手続き

3-1 自動昇格とは

昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の12月中にMFJより通知される。なお、昇格後の区分が有効となるのは2027年1月1日からとする。

自動昇格後の区分は、**10.自動降格の基準** 10-1 自動降格基準表に示す年度まで維持される。

3-2 申請昇格とは

昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得て申請した場合、ライセンスは上位区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の12月中にMFJより通知される（ロードレースフレッシュマン→国内の場合および年齢昇格は除く）。

申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後の区分が有効となるのは2027年1月1日からとする。昇格を希望する者は昇格手続きが完了するまでの競技会には出場できない。

また、申請昇格の手続きを行った後、昇格の取り消しは一切認められない。

3-3 自動降格、特別降格とは

ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある（**10.自動降格の基準**参照）。

3-4 再昇格規定とは

ライセンスを降格した者が**13.再昇格基準**に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する。

4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）

4-1 公認競技会で与えられる得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。

昇格に関するポイントとして適用される。

① ロードレース/トライアル/スーパーモト/スノークロス

全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	25	20	16	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

・決勝出走台数にかかわらず、上位15位までの完走者に対しポイントが与えられる。

・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

② ロードレース/トライアル（グランドチャンピオン大会）/スーパーモト/スノークロス 県大会のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

・決勝出走台数にかかわらず、上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。

・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

③ モトクロス（全日本選手権・全国大会・地方選手権）のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	35	32	30	28	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
順位	16位	17位	18位	19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位	28位	29位	30位
得点	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※開催クラスの成立台数は2台以上とする（1台は不成立）。

※ポイントは完走者に対し与えられる。

※「完走者」とは優勝者の75%（小数点切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

④ エンデューロ（全日本・エリア選手権）のポイントスケール ※複数日数（2日間等）開催の場合は1日ごとに付与

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

4-1-1 ロードレースのナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスは、国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。

4-1-2 トライアルのジュニアクラスは、国内B級との混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。

4-2 MFJカップ、地方選手権、エリア選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、**14.全日本選手権ランキング決定基準**を適用する。

5 ロードレースライセンスの昇格

5-1 ジュニア➡フレッシュマン

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

5-2 ジュニア➡国内

5-2-1 MFJカップJP-SPORT選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

MFJカップJP-SPORT選手権シリーズのナショナルクラスにおいて、30点以上のポイントを得て、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

ポイントは、**4.公認競技会で与えられる得点（ポイント）** 4-1 ①全日本選手権：MFJカップ：地方選手権：エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-2-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各地方選手権シリーズ（2026年11月30日まで）のナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスにおいて、以下のポイントを得て、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

各地方選手権	J-GP3・JP-SPORT
十勝、SUGO、筑波、もてぎ、鈴鹿、岡山、HSR、POLISPA	30点以上

・複数の地方にまたがるポイントの合算はできない。

・ポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走）によって付与されるポイントとする。

・ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-3 フレッシュマン→国内

申請昇格

下記のいずれかの条件を満たす者は国内ライセンスが申請できる。この申請は年度の途中でも行うことができるがライセンス追加会費を必要とする。

(1) MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上のスポーツ走行をしていること（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。

(2) フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会に2回以上出走の実績があること。

有効期間：前々年（2024年1月1日以降）の競技会より

(3) フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会にて下記の成績を得た者。

・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。

・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。

有効期間：前々年（2024年1月1日以降）の競技会より

ただし主催者が対象外とする競技会がある。

※ (1) は、ライセンス申請時に、スポーツ走行をしたサーキット名、およびサーキットライセンスの画像を提出すること。

※ (2)、(3) は、ライセンス申請時に、「ロードレース国内ライセンス資格取得証明願い」を提出すること。

(4) MFJ公認「ロードレース国内ライセンス講習会」を受講すること。

5-4 国内→国際

5-4-1 MFJカップJP-SPORT選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

MFJカップJP-SPORT選手権シリーズナショナルクラス総合ランキング（国内／フレッシュマン／ジュニア）上位5名以内のうち「国内ライセンス」所持者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-4-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各地方選手権（2026年11月30日まで）JP-SPORT/J-GP3/ST600/ST1000クラスのシリーズランキング

上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

ナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスのポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニア）によって付与されるポイントとする。

	十勝	SUGO	筑波	もてぎ	鈴鹿	岡山	HSR	POLISPA
ST1000	1	1	2	4	4	2	1	1
ST600	1	1	3	3	5	3	1	1
J-GP3	--	1	2	--	3	1	--	--
JP-SPORT	1	2	3	2	3	1	1	1

- ・ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。
- ・昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
- ・当該地方選手権・当該ナショナルクラスがシリーズ戦として成立しなかった場合は該当者なしとする。
- ・開催日程、開催数、参加台数により、主催者からロードレース委員会への申請により昇格人数を変更することができる。

5-5 ロードレース委員会指名昇格

ロードレース委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

5-6 ロードレース特別審査

5-6-1 ジュニアから国内への特別審査

下記クラスを対象とし特別審査の申請をすることができる。

ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

十勝スピードウェイ	JP-SPORT、Street250、CBR250R/RRカップ十勝ミニバイクレース（スプリント）
スポーツランドSUGO	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ
筑波サーキット	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ S80
モビリティリゾートもてぎ	JP-SPORT
鈴鹿サーキット	J-GP3、JP-SPORT
岡山国際サーキット	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ
HSR九州	JP-SPORT
オートポリス	JP-SPORT
SPA直入	JP-SPORT

同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別審査の申請は認められない（ジュニアから国内への昇格者においても2階級昇格は認められない）。

同一ライセンス年度とは、2026年ライセンスの場合、2026年4月1日～2027年3月31日をいう。

5-6-2 国内から国際への特別審査

当該年のFIM海外選手権シリーズ（タレントカップ、アジアロードレースなど）の成績を以て特別審査を申請することもできる。

この申請を希望する者はMFJホームページにある「ロードレース特別審査申請フォーム」に必要事項を入力し、成績を証明するリザルトを添えMFJ事務局に申請する。

また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）を納入する。

この申請は、2026年11月1日から12月31日（締切）を受付期間とし、MFJ事務局に申請を行うこととする。期限を過ぎたものは一切受理されない。

この特別審査はサーキット施設、およびMFJ専門委員会での審査結果による。

6 モトクロスライセンスの昇格

- 6-1 ポイントは、**4. 公認競技会で与えられる得点（ポイント）** 4-1が適用される。
 6-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

6-3 PC→ジュニア

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に9歳になる者は誕生日前でも自動的にジュニアとなる。

6-4 ジュニア→国内B級

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

6-4-2 特別審査（体格を理由とする申請）

この申請は原則として身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができる。

この申請を希望する者はMFJホームページにある「モトクロスライセンス特別審査申請フォーム」に必要事項を入力し、身長が160cm以上あることを証明する公的書類を添えMFJ事務局に申請する。
 公的書類とは、学校での身体測定結果、医療機関で発行される証明書等をいう。

また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）を納入する。

この申請は、年度途中でも申請することができる。

この特別審査はMFJ専門委員会での審査結果による。

6-5 ジュニア→国内B級または国内A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	2	5	10	※	※	4	2	※

※は後日発表

6-6 国内B級→国内A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	6	6	15	※	※	6	6	※

※は後日発表

6-7 国内A級→国際B級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）

は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85cc クラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	4	3	7	※	※	3	5	※

※は後日発表

6-8 國際B級→國際A級

6-8-1 自動昇格

全日本選手権IBOPEN クラスのシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

6-8-2 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

地方選手権インターナショナルオープンクラスの國際B級最上位1名および同点の者で、かつ当該年度の全日本選手権IBOPEN クラスで1回以上、決勝レースで5位以内を獲得した者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

6-9 モトクロス全国大会の昇格

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各クラスで優勝した者は、昇格申請手続きを行った場合、2階級申請昇格することができる。

ジュニア（2ヒート総合優勝者1名）→国内A級または國際B級（※）

国内B級（2ヒート総合優勝者1名）→國際B級

国内A級（2ヒート総合優勝者1名）→國際A級

モトクロス全国大会で獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。

※ジュニアから國際B級への昇格を希望する場合、MFJモトクロス委員会の審査・承認を必要とする。

審査の為に必要な情報は、昇格通知とともに当該選手に直接連絡される。

6-10 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

6-11 モトクロス委員会指名昇格

モトクロス委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

7 トライアルライセンスの昇格

7-1 ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

7-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

7-3 ジュニア→国内B級

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

7-4 ジュニア／国内B級→国内A級

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる。

自動昇格

各地方選手権および公認競技会（2025年11月30日まで）において合計で下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合算はできない）かつシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	—	—	—	—	50	65	—	—
人数	1	5	10	12	7	8	2	5

7-5 国内A級→国際B級

自動昇格

地方選手権（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	5	4	3	3	1	2

7-6 国際B級→国際A級

7-6-1 自動昇格

全日本選手権国際B級のシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

7-6-2 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなった者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

7-7 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

7-8 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラスの昇格

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

グランドチャンピオンクラス（ジュニア／国内B級／国内A級混走）の上位10位までの入賞者は、昇格申請手続きを行った場合、国際B級へ昇格することができる。

7-9 全日本選手権 国際A級↔国際A級スーパークラス

7-9-1 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングで2位～5位にランクされた者は、申請により国際A級スーパークラスへの昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。またシーズン途中でのクラス昇格は不可とする。

7-9-2 自動昇格

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年国際A級スーパークラスへ自動昇格する。

7-9-3 自動降格

全日本選手権国際A級スーパークラスのシリーズランキングでシリーズランキング11位以下の者は、翌年国際A級クラスに自動降格する。この場合、再昇格規定は適用されない（ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く）。

7-10 トライアル委員会指名昇格

トライアル委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

8 スーパーモトライセンスの昇格

8-1 B級→A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

全日本スーパーモト選手権に併催される「S1チャレンジ」シリーズのS1 OPEN・S2・S3クラスで、いずれかの大会においてB級1位の成績を修め、かつ同一クラスにてシリーズポイント50点以上得た者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる（ポイントは **4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント）
4-1 ①全日本選手権：MFJカップ：地方選手権：エリア選手権のポイントスケールが適用される）。昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまで競技会に出場できない。

8-2 スーパーモト委員会指名昇格

スーパーモト委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

9 エンデューロライセンスの昇格

9-1 国内B級→国内A級

自動昇格

全日本選手権NBクラスのシリーズランキングで1～8位にランクされた者は自動昇格する。

自動昇格

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NBクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	5	6	8	6	3

9-2 国内A級→国際B級

自動昇格

全日本選手権NAクラスのシリーズランキングで1～5位にランクされた者は自動昇格する。

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NAクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	3	3	3	3	2

9-3 国際B級→国際A級

自動昇格

全日本選手権IBクラスのシリーズランキングで1～3位にランクされた者は自動昇格する。

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）IBクラスのシリーズチャンピオンで、かつ

当該年度の全日本選手権IBクラスでポイントを獲得した者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

9-4 エリア選手権におけるボーナスポイントについて

各エリア選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各エリア選手権カレンダーを参照。

9-5 エンデューロ委員会指名昇格

エンデューロ委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

10 自動降格の基準

10-1 当該種目のライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって次表のとおりライセンス区分が自動降格となる。

●自動降格基準表 ※2026年度ライセンスを取得した場合

種目	モトクロス・エンデューロ				トライアル				ロードレース	スノークロス スーパーMト	
	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級		
最終ライセンス取得年度	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2024年（欠格1年）	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	国際	A級
2023年（欠格2年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2022年（欠格3年）	〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃	〃
2021年（欠格4年）	〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	国際	B級
2020年（欠格5年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2019年以前	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講しなければならない。国内再取得者は公認サーキットライセンス取得のうえ当該サーキットでの3時間走行証明を取得するか、MFJ公認国内ライセンス講習会を受講しなければならない。

10-2 過去に各種目の年間世界チャンピオンとなった者は自動降格基準表にかかわらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。

10-3 過去に各種目の最上級区分（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級、エンデューロ国際A級）で各クラスの全日本年間チャンピオンとなった者は希望により自動降格基準表の対象外となることができる。ただし、最上級区分を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。

10-4 国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）

ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。

10-4-1 10-4の申請を希望する者はMFJホームページ「ロードレース国際ライセンス発行特別申請フォーム」に必要事項を入力し、申請料、未更新となった年度から国内ライセンスに降格となった年度までの欠格期間分の会費および当該年度の会員ライセンス申請料を添えMFJ事務局に申請する。会費の算出は2026年度の会費を基準としMFJ事務局に確認を行うこと。

なお、欠格期間が10年以上の場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。

申請料、ライセンス会費の納入は、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）および会員ライセンス申請料を納入する。

10-4-2 申請理由が、ロードレース界への貢献と認められた場合は、会費負担の軽減が適用されることがある。

11 特別昇格およびその手続き

2021年度から特別昇格制度は廃止された。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1 特別降格申請者は、当該年度有効な当該種目ライセンス所持者に限られる。
- 12-2 原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-3 **この申請期間は、2026年11月1日から12月31日（申請受付日）とし、MFJ事務局に申請を行うこととする。**
期限を過ぎたものは一切受理されない。
 特別降格を希望するものは、MFJホームページにある「MFJライセンス特別降格申請フォーム」に必要事項を入力し、MFJ事務局へ申請する。
 また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払案内」に沿って、申請料6,050円（税込・決済手数料含む）を納入する。
【申請手続きの流れ】
 (申請者) 「特別降格申請フォーム」に必要事項を入力しMFJ事務局に送信する。
 (MFJ) MFJ事務局で内容を確認し、申請料(税込・決済手数料含む)の支払案内をメールで通知する。
 (申請者) 申請者は決支払案内に沿って申請料（税込・決済手数料含む）を納入する。
 (MFJ) MFJ専門委員会で審査を行い、結果を申請者に通知する。
 (申請者) 会員マイページにて審査結果後のライセンス資格が表示されているか確認する。
- 12-5 この特別降格についての審査は、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-6 この特別降格により降格した年度は再昇格基準が適用される。

13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、以下の基準に適合する場合は、年度中でも再昇格することができる。自動降格により2階級以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2階級の昇格も認められる。基準に適合した者は、MFJホームページにある「競技ライセンス再昇格申請フォーム」に必要事項を入力し、成績結果、リザルトを添えMFJ事務局へ申請する。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。

- 1) ロードレース
 - (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
 - (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。
 - 2) モトクロス
 - (1) 国際B級へ降格した場合は、全日本選手権IBOPENクラスで優勝した者。
 - (2) 国内A級へ降格した場合は、地方選手権ナショナルクラスで優勝した者。
 - (3) 国内B級へ降格した場合は、地方選手権ノービスクラスで優勝した者。
 - (4) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。
 - 3) トライアル
 - (1) 国際B級に降格した場合は、全日本選手権IBクラスで優勝した者。
 - (2) 国内A級に降格した場合は、地方選手権NAクラスで優勝した者。
 - (3) 国内B級に降格した場合は、MFJ公認競技会NBクラスで優勝した者。
- ※ トライアルに限り（1）～（3）で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用することができる。
 ただし、所属する地区トライアル部会の部会長の推薦状を必要とする。

- (4) MFJ トライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 4) スーパーモト
- (1) B級に降格した場合、S1チャレンジにおいて優勝した者。
 - (2) MFJ スーパーモト委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 5) エンデューロ
- (1) 降格したクラスにおいて、全日本またはエリア選手権シリーズで優勝した者。
 - (2) MFJ エンデューロ委員会が特に必要と認め、承認した者。

14 全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位は次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。なお、各種目競技規則に有効ポイント制の適用が定められている場合は、それに従い順位を決定する。ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
 - (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- 例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。それでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果（最終ヒートレース）の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
 - (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い大会の成績結果の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
 - (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
 - (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

2) 地方選手権ランキング順位決定方法

基本的に全日本選手権ランキング順位決定方法に準ずる。

MFJ MOTO AWARDS 全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手およびその他特別賞対象者の栄誉を称え、2026年12月に開催されるMFJ MOTO AWARDSにて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

15 競技役員／講師ライセンスの昇降格

- 15-1 競技役員に従事する者は、そのライセンス区分と役務に応じて実務ポイントが付与される。
15-1-1 実務ポイントの対象となる役務は、以下に定めるものとする。

大会役務 級別	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務 (長・副)	各役務 (一般)	事務局長	事務局
2級	GP	—	—	—	10	5	—	5
	全日本	—	15	15	10	5	10	5
	地方	10	10	10	5	3	5	3
	承認	10	10	10	5	3	5	3
3級	GP	—	—	—	—	5	—	5
	全日本	—	—	—	—	5	—	5
	地方	—	—	—	5	3	5	3
	承認	—	10	—	5	3	5	3

- 15-1-2 実務ポイントは、他種目の競技役員業務に従事した場合、等級昇格に必要な実務ポイントは原則付与されない。
- 15-1-3 特例競技役員制度における実務ポイント
以下の競技に限り、他種目競技役員ライセンスによる従事でも、実務ポイントを付与する。
① エンデューロ競技：モトクロス競技役員、トライアル競技役員ライセンスによる従事
② スーパーモト競技：ロードレース競技役員、モトクロス競技役員ライセンスによる従事
- 15-2 競技役員ライセンスの昇格基準
競技役員ライセンスの昇格は、以下の条件を満たした場合に認められる。
① 3級から2級への昇格
同一種目において、実務ポイントが15点以上となった者。
② 2級から1級への昇格
2級取得後、同一種目において、実務ポイントが50点以上となった者。
- 15-3 講師ライセンス
講師ライセンスの昇格は、以下の条件を満たした場合に認められる。
① 3級から2級への昇格
当該種目のライセンス取得講習会において、補助講師として5回以上従事した者。
② 2級から1級への昇格
当該種目のライセンス取得講習会において、主任講師として5回以上従事した者。
- 15-3-1 昇格申請の手続き
講師ライセンスの昇格を申請する際は、以下の書類をMFJ事務局へ提出しなければならない。
・講習会開催日を記載した活動実績表
・その他、MFJが定める必要書類（該当する場合）
- 15-4 特例昇格
役員／講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サークットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。
- 15-5 競技役員／講師の降格基準
競技役員／講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行なっていない場合は、1等級の降格とする。

16 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日から施行する。

MFJ国内競技規則 2026

付則2 MFJアンチ・ドーピング規則

第1条（目的）

本規程は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下、「MFJ」という。）のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

第2条（適用対象者）

本規程は、以下に対して適用される。

- (1) MFJ及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
- (2) ライダー
- (3) サポートスタッフ
- (4) MFJの権限下にあるその他の人
- (5) 加盟団体（その下部組織を含む）

第3条（JADAとの連携・協力）

MFJは、日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

第4条（日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力）

日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

第5条（MFJの役割と責務）

1. MFJは、日本規程第22条に定める役割と責務を負う。
2. MFJは、加盟する国際競技連盟から世界規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
3. MFJは、教育に関する国際基準に基づき、ライダー及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

第6条（ライダーの役割と責務）

ライダーは、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

第7条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、日本規程25条に定める役割と責務を負う。

第8条（結果管理手続、決定の効力）

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

第9条（活動評価）

1. MFJは、JADAが行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。
2. MFJは、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

第10条（不服申立て）

日本規程第12条に基づいてJADAがMFJに課す制裁処分については、同規程第13.2.3.5項に定める通りMFJは日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

第11条（他の署名当事者等の決定の拘束力）

署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA及び日本の国内競技連盟に対して自動的に拘束力を有する。

第12条（解釈）

本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

本規程は、2025年7月11日から施行する。

MFJ国内競技規則 2026

付則31 MFJ公認クラブ等の名称に関する規定

本規定は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）に登録するクラブおよび団体（以下「クラブ等」という）の名称の取り扱いに関する規定である。

第1条 クラブ等の登録

クラブ等が、MFJに登録する場合は、5名以上のライセンス所持者（エンジョイライセンスを除く）で構成されなければならない。クラブ等が、公認競技会の主催者となる場合の条件は、別に定める。

第2条 クラブ等の名称の使用

クラブ等の名称は、MFJの承認を受けなければならない。

承認の申請は、MFJに対して行なわなければならない。

第3条 使用してはならない名称

次の各項に掲げる名称の使用は認められない。

- 国際モーターサイクリズム連盟（FIM）およびFIM加盟の各国モーターサイクル協会の名称およびその略称。
- MFJに既に登録されているクラブ等の名称およびその略称。ただし、当該クラブ等の同系列であり、地名等を付し、かつ、名称に関する権利保有者の名称使用についての同意書を得た場合はこの限りでない。
- 著名な商品名、会社名およびこれに類似する名称。ただし、当該関係会社（二輪車メーカーを除く）と同系列等直接または間接に関係があり、かつ名称使用の同意書がある場合はこの限りでない。
- 連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、および同義語など。
- 日本、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大にわたる名称およびこれとの同意義語。

第4条 その他承認されない名称

新規登録の場合、第3条の各項に該当する以外の名称であっても、公序良俗に反するか、または社会通念上奇異に感じられる名称ならびに実質と内容が伴わない名称については、MFJ中央スポーツ委員会において審査し、却下または変更を求めることがある。

更新登録の場合において、その名実が相反することとなった場合は、改称を求めることがある。

第5条 使用文字

クラブ等の名称は、漢字、片仮名、平仮名および数字のいずれかを用いた組合せによって表示されなければならない。略称は、ローマ字で示すこととする。ただし地名を付記するものはこの限りではない。

第6条 名称の由来

クラブ等が新規に登録する際、必要により当該クラブ等に対しその名称の由来について、説明書の添付を求めることがある。

第7条 名称の変更

MFJに既に登録されたクラブ等の名称変更の申請がなされたときは、これを審査し、この規程の趣旨に反しないと認めた場合は、これを承認することとする。

第8条 付 則

本規定は、2026年1月1日から施行する。本規定施行の際、既に承認されているクラブ等の名称は、この規定の趣旨に反しない限りはなお従前の例による。

MFJ国内競技規則 2026

付則32 MFJ公認制度

1 公認制度の目的

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）は国内競技規則に基づき、車両または部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認を行う。車両・部品に関しては種目別規則の範囲内で、平等性と低コストと安全性を最低限確保すること。ヘルメット・レーシングスーツにおいては一定の基準を設け、品質の向上を図り競技者の安全に寄与することを目的とする。

2 公認制度

車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認制度の詳細は別途定めるそれぞれの公認に関する規則に示す。

3 公認を要するもの

公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツであることが必要とされる種目と開催クラスの各種目の技術規則に示される。

4 MFJ公認車両および公認部品・用品

- 4-1 MFJ公認車両および公認部品・用品については、「MFJ車両・部品公認ならびに競技用ヘルメット・ロードレースレーシングスーツ公認に関する規則」の定めるところによる。
なお、公認された車両および部品・用品については、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>]、その他により公示される。
- 4-2 車両・部品の公認は、MFJ技術委員会において審査し、用品の公認はMFJ競技用装備部会で審査し、承認された日を基準にして一定の告知期間の後に正式に発効する。
- 4-3 車両は、当該競技会公式車検日時点で公認が発効されている車両でなければ出場申込みをすることができない。
- 4-4 公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

5 公示方法

- 5-1 公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツは国内競技規則付則に示す。
追加車両およびモデル等についてはMFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] に公認発効日とともに公示される。

公式シグナル (下記は参考であり、詳細は各種目別規則が適用される。)



フラッグは振動提示される(一部除く)
(フラッグ寸法:80cm×100cm)

国旗	青旗(ブルーフラッグ) 後方よりペースの速い車両が接近し、追い越される状態にある。	黄旗(イエローフラッグ) 前方コース及びコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。 1本振動:コースサイドに危険な状態を予告 2本振動:コース上に走行を妨げる危険性の予告 ・減速、停止準備、追い越し禁止。	黄旗+白地に黒文字のSCボード セーフティーカー介入によるレースの非競技化(注意・減速・追い越し禁止) 指示された車両以外セーフティーカーの追い越し禁止。 1列で走行すること。
緑旗(グリーンフラッグ)	チェックカーフラッグ レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。	赤旗(レッドフラッグ) 競技中断 すべてのライダーは最大限の慎重さと注意をもつて必ず、その周にピットインしなければならない。	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード 当該ライダーに速やかにピットインの指示を示す。
赤ストライプ付黄旗	青旗+チェックカーフラッグ ファイナルラップにフィニッシュランの手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェックカーフラッグを意味するが、直前を走るライダーはもう1周することを示す。	白旗(ホワイトフラッグ) 前方の救急車両等の介入車両に遭遇することを示す。白旗表示位置から介入車両を追い越すまでのライダーの追い越し禁止。	オレンジボール旗+黒地に白文字のサインボード サインボードで示された番号の競技車両は、対象者自身、及び他のライダーに危険を及ぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。
レッドクロス(赤い斜め十字の入った白旗) 	ライドスルーボード RIDE THROUGH ボード 当該ライダーは、レース中、ピットレーンを通過するよう指示される。途中、停止することは認められない。通過後、当該ライダーはレースに復帰することができる。ライダーはピットレーン速度制限を遵守しなくてはならない。	白黒斜分割旗 静止 前方にスローウalking車両があることを示す。 振動 前方のスローウalking車両と走行ラインが重なる可能性を示す。	



(フラッグ寸法: 約 60cm×75cm)

国旗	黄旗(イエローフラッグ) 静止: 次のフラッグポストで黄旗振動が提示されている。 振動: 転倒・事故発生場所の直前フラッグポストであることを示す。 速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止。大幅に減速してジャンプを通過する。 ※「振動提示～転倒・事故発生場所を完全に通過するまで」を制限の適用区間とする
救護旗(レッドクロス旗) 	赤旗(レッドフラッグ) 競技中断 すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意を持ってスタートゲートに戻る。
チェックカーフラッグ	青旗+チェックカーフラッグ トップのライダーはチェックカーフラッグを意味するが、直前を走るライダーはもう1周しなければならない。
青旗(ブルーフラッグ)	
緑旗(グリーンフラッグ)	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。



(フラッグ寸法: 約 60cm×75cm)

国旗	黄旗(イエローフラッグ) 振動: 速度を大幅に減速、停止準備、追い越し禁止。大幅に減速してジャンプを通過する。 ※振動～転倒事故区間を過ぎるまでの区間を適用範囲とする。
赤ストライプ付黄旗	赤旗(レッドフラッグ) 競技中断 オイル・水またはその他、この付近のコースにすべりやすい地点あり。
青旗+チェックカーフラッグ	チェックカーフラッグ レースまたはプラクティスセッション(公式予選等)の終了。
緑旗(グリーンフラッグ)	ジャンプスタートボード JUMP START +15 SECONDS ボード サインボードで示された番号の競技車両は、ジャンプスタートにより競技結果に15秒加算される。
青旗(ブルーフラッグ)	黒旗(ブラックフラッグ)+黒地に白文字のサインボード サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。

レースナンバー(ナンバープレート色見本)

**25**

JSB1000

34

ST1000

19

ST600

12

J-GP3

68

インターナショナル

50

ナショナル

90

IA1(国際A級)

78

IA2(国際A級)

21

国際B級

56

国内A級

34

国内B級

19

レディース

12

ジュニアクロス

31

(承認)キッズ65cc

11

(承認)チャイルドクロス

寸法:タテ200mm×ヨコ275mm

注:タテ×ヨコの数字はナンバープレートの寸法。

**8**

T.NIPPON

75

T.NIPPON

64

T.NIPPON

53

国際A級

41

国内B級

11

T.NIPPON

31

ジュニア

寸法:原則タテ150mm以上×ヨコ175mm以上



全日本クラス

**31**

インターナショナルAクラス

68

インターナショナルBクラス

25

ナショナルAクラス

W 71

ウィメンズクラス

49

ナショナルBクラス

4 4の頂点を離さない

25

S1 PRO

41

S2

12

S1 OPEN

31

S3

最低寸法:タテ235mm×ヨコ285mm

ゼッケンナンバー書体例

**0123456789**

数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また影つき数字などは認められない。



下記を基準とした書体とする。

0123456789 0123456789 0123456789**0123456789 0123456789 0123456789****0123456789****0123456789**

下記を基準とした書体とする。

0123456789 0123456789 0123456789**0123456789 0123456789 0123456789**

MFJ公認マークについて

ヘルメット(全種目)・レーシングスーツ(ロードレース/スーパーモト)はMFJが公認したものでなければなりません。

※下記のMFJ公認マークが貼付されている製品は、使用期限まで有効です。
期限が過ぎた製品は、競技会では使用できませんのでご注意下さい。

【ヘルメット】

【レーシングスーツ】

<p>■ 2022年規格</p> <p>使用期限 2036年12月31日</p>		 MFJ Homologated Racing Suit STANDARD Off B000001
<p>◆ 2017年規格</p> <p>使用期限 2031年12月31日</p>		 MFJ Motorcycle Federation of Japan STANDARD Off A152071
<p>旧規格</p> <p>使用期限 2026年12月31日</p>		 MFJ STANDARD MFJ STANDARD <p><スーパーモト専用></p>

〈予告事項〉 2027年から「旧規格」(スーパーモト専用含む) および製造後10年を経過したヘルメットは使用出来なくなります。